

大崎町障害者計画
第7期障害福祉計画及び
第3期障害児福祉計画



鹿児島県 大崎町

はじめに

大崎町は、「美しいふるさと大崎町を持続可能なまちとして、次の世代に引き継ぐ」の実現とSDGs達成に積極的に取り組むとともに、他地域への普及展開をめざし、第3次大崎町総合計画の将来像である「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」の実現に向け、多様な障がい者施策を積極的に推進していきます。



我が国の障害福祉に関する状況は、徐々に前進をしております。「障害者文化芸術推進法」、「医療ケア児支援法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」等が施行されるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しております。さらには、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付ける「障害者差別解消法の一部を改正する法律」が来年4月1日から施行されるなど、様々な法整備が進められており、政府では、障害のあるなしにかかわらず、差別や偏見を無くし、人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

また、近年発達障害に対する理解の高まりや子どもの健全な育成のため、学校や家庭以外での専門員による支援ニーズの高まりにより、本町においても初めてとなる子どものための療育事業所が令和5年度に開所するなど、障害児通所支援は大きく変化しております。

こうした国の動向や本町の障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づいた、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める「大崎町障害者計画（令和6～11年度）」と障害者計画の中の「生活支援」に関わる諸事業等の具体的なサービス見込み量等を設定する「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6～8年度）」を策定いたしました。

本町は、この計画の基本理念である「住み慣れた地域で、ともに支えあい、誰もが安心していきいきと暮らせるまち」に基づき、また関連する法改正等の動向を踏まえ障がい者の多様なニーズに対応し、障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実はもとより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、すべての人が互いに個性と人権を尊重しあいながら暮らすことのできる「共生社会」を実現していきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました大崎町障害者計画等策定委員会の皆さまをはじめアンケート調査等を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、関係機関の皆さま方に心から御礼申し上げます。

令和6年3月

大崎町長 東 靖弘

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 障がい者制度改革推進の動向.....	2
3 計画の概要.....	4
4 計画の策定体制について.....	7
第2章 大崎町における障がい者・児の状況.....	8
1 大崎町の現状について.....	8
2 アンケート調査結果.....	15
第3章 基本理念及び施策の体系.....	30
1 基本理念.....	30
2 重点目標.....	31
3 施策体系.....	33
4 計画の推進.....	34
5 計画の点検・管理体制.....	35
第4章 障害者計画.....	36
1 障がいの理解促進.....	36
2 差別の解消・権利擁護の推進.....	38
3 療育・教育環境の充実.....	40
4 雇用・就業の促進.....	42
5 相談支援・福祉サービスの充実.....	44
6 保健・医療の充実.....	47
7 情報・意思疎通支援の充実.....	50
8 生活環境の充実.....	51
9 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	54
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画.....	55
1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針.....	55
2 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方.....	55
3 サービスの概要.....	56
4 障害福祉サービス等に関する数値目標.....	58
5 障害福祉サービス等に関する各サービスの見込量.....	64
6 地域生活支援事業に関する各事業の見込量.....	86
7 円滑な実施を確保するために必要な事項等.....	98
資料編.....	100
1 大崎町障害福祉計画等策定委員会設置要綱.....	100
2 大崎町障害福祉計画等策定委員名簿.....	102
3 用語解説.....	103

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

国においては、平成23年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成26年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成28年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本町においては、こうした障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、本町における障がい者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての町民が障がいの有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくため、新たな「障害者計画」及び「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

2 障がい者制度改革推進の動向

年度	動向
平成15年 (2003年)	○「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」の策定
平成16年 (2004年)	○障害者基本法の改正 (都道府県及び市町村の障害者計画の策定義務化, 教育人における相互理解の促進等) ○精神保健医療福祉の改革ビジョン(「入院医療中心から地域生活中心へ」)
平成17年 (2005年)	○発達障害者支援法の施行 (自閉症や学習障害, 注意欠陥多動性障害等の発達障害のある方とその家族への支援)
平成18年 (2006年)	○障害者自立支援法の施行 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 (精神障がい者に対する雇用対策の強化, 在宅就業障がい者に対する支援等) ○高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の公布 ●大崎町障害者計画及び第1期障害福祉計画策定
平成19年 (2007年)	○学校教育法の改正(障がい児などに対する教育が特別支援教育として位置づけられる) ○重点施策実施5か年計画(後期)の策定 (平成24(2012年)年度までの障がい福祉施策の基本的方向として重点的に取り組む事項) ○障害者権利条約への署名(国連総会における, 障害者の権利及び尊厳を保護し, 促進するための国際条約)
平成20年 (2008年)	○児童福祉法の改正(障がい児に対する福祉施策が, 児童福祉法に位置づけられる)
平成21年 (2009年)	●大崎町第2期障害福祉計画策定 (※大崎町障害者計画について一部見直し)
平成22年 (2010年)	○整備法の成立 (利用者負担を応能負担へ, 相談支援の充実, 障がい児支援の強化, グループホーム・ケアホーム利用時の助成, 重度視覚障がい者の移動支援個別給付化等)
平成23年 (2011年)	○障害者虐待防止法の成立 (福祉施設従事者等, 養護者, 職場の雇用主や経営担当者など使用者等による虐待禁止) ○改正障害者基本法の成立 (地域社会での生活の選択, 障がいのない子と共に教育を受ける権利)
平成24年 (2012年)	●大崎町障害者計画及び第3期障害福祉計画策定 ○障害者総合支援法の制定 (障がい者定義に難病等を追加, 重度訪問介護の対象者の拡大, ケアホームのグループホームへの一元化等) ○障害者虐待防止法の施行(障がい者虐待の防止, 障がい者(児)の権利擁護)
平成25年 (2013年)	○障害者総合支援法の施行 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の制定(障害を理由とする差別の解消) ○公職選挙法の一部改正の施行

年度	動向
平成26年 (2014年)	○改正精神保健福祉法の施行（病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化）
平成27年 (2015年)	●大崎町第4期障害福祉計画策定（※大崎町障害者計画について一部見直し）
平成28年 (2016年)	○障害者差別解消法の施行 ○改正障害者雇用促進法の施行 （雇用の分野における差別的取扱いの禁止，合理的配慮の提供の義務化，法定雇用率の算定基礎に精神に障がいのある人を追加） ○成年後見制度利用促進法の施行 ○改正発達障害者支援法の施行 （発達障害者支援地域協議会の設置，発達障害者支援センター等による支援に関する配慮）
平成30年 (2018年)	●大崎町障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定
平成30年 (2018年)	○改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行 （障がいのある人の望む地域生活の支援，障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応，サービスの質の確保・多様化へのきめ細やかな対応） ○障害者文化芸術推進法の施行 （計画策定が努力義務化（地方公共団体），障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進）
令和2年 (2020年)	○改正障害者雇用促進法の施行 （障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体），特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給）
令和3年 (2021年)	●大崎町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定
令和3年 (2021年)	○障害者差別解消法の改正 ○医療的ケア児及びその家族に対する支援法の制定
令和4年 (2022年)	○児童福祉法の改正 ○障害者総合支援法の改正 ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
令和5年 (2023年)	○障害者基本計画（第5次）の策定
令和6年 (2024年)	●大崎町障害者計画及び大崎町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」であり、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 87 条第 1 項の国の基本指針に即し、第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

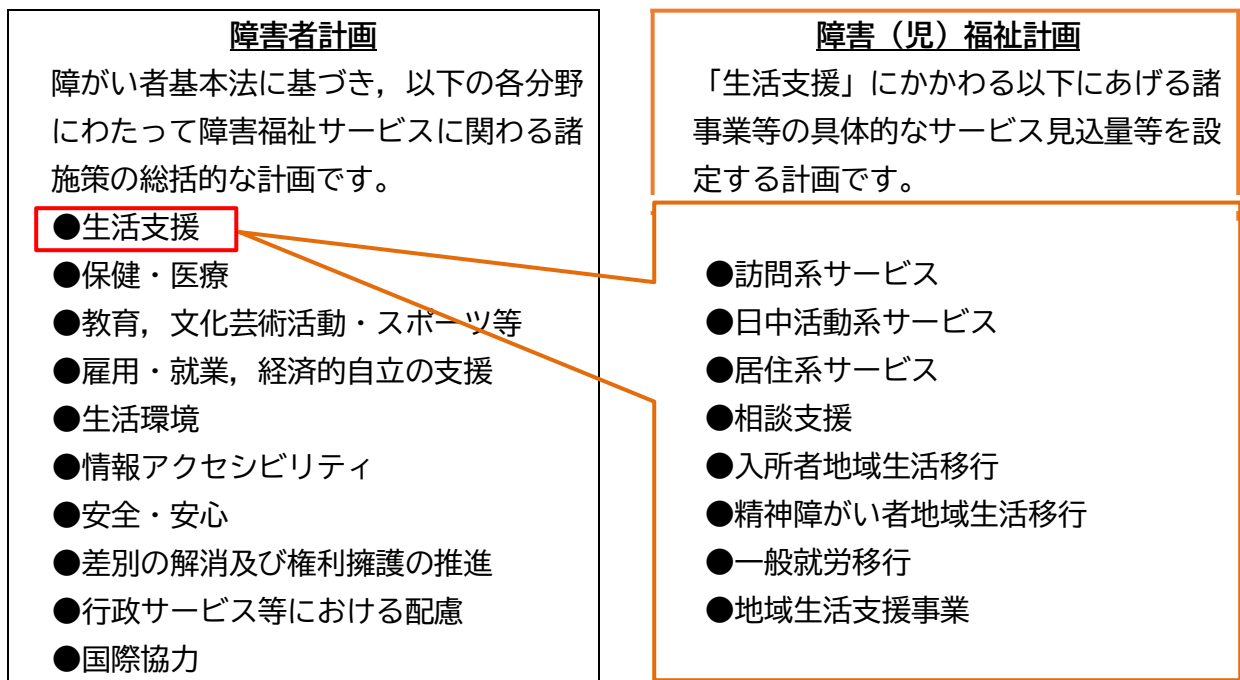
また、障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

	根拠法令	性格
障害者計画	障害者基本法 第 11 条 (平成 24 年 5 月 21 日施行)	障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画
障害福祉計画 (第 7 期)	障害者総合支援法 第 88 条 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画
障害児福祉計画 (第 3 期)	児童福祉法 第 33 条の 20 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑に実施するための計画

(2) 障害者計画と障がい（児）福祉計画の関係

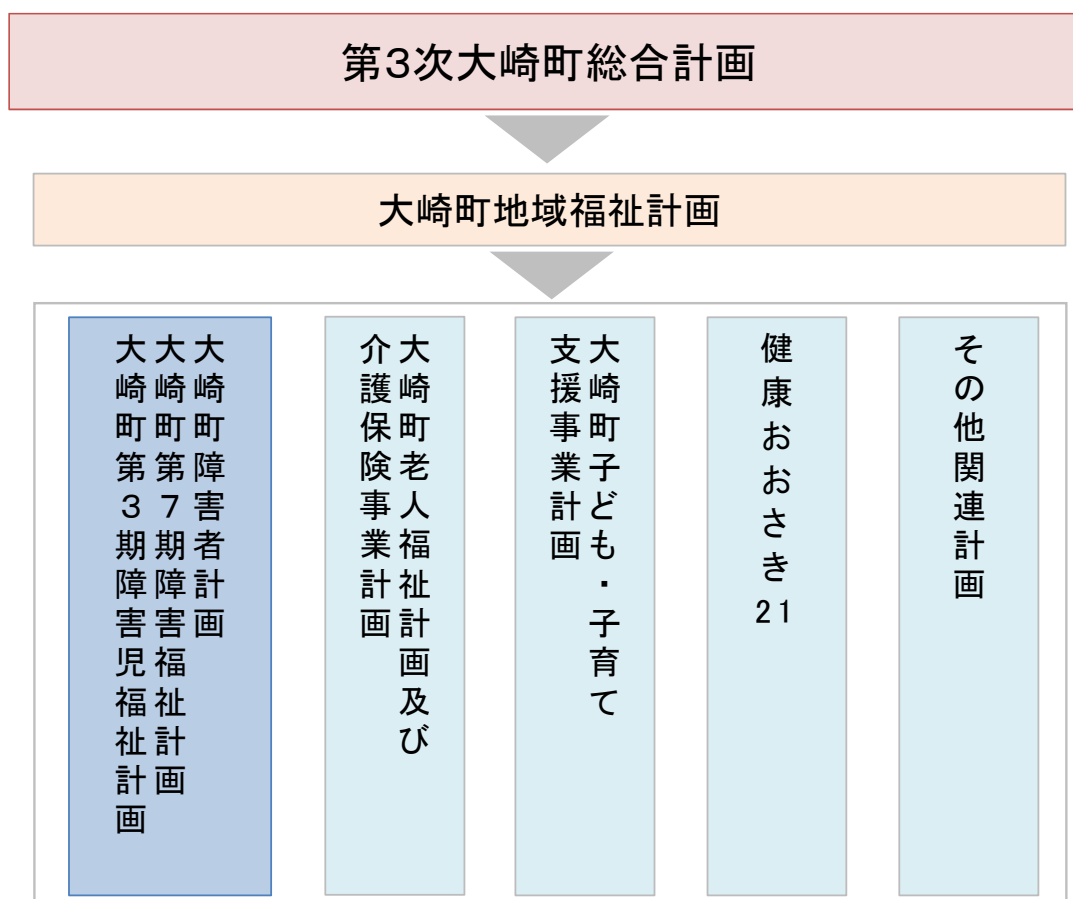
障害者基本法による「障害者計画」は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者のくらしを支えるための計画であり、ノーマライゼーションの理念を継承し、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の推進を図るための長期計画です。

一方、障害者総合支援法及び児童福祉法による「障害（児）福祉計画」は、障がい者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。



(3) 各関係計画との位置づけ

本計画は、町政運営の最上位計画である「第3次大崎町総合計画」(計画期間：令和3年度から令和11年度)における障がい者福祉分野の個別計画として位置づけられます。



(4) 計画の対象者

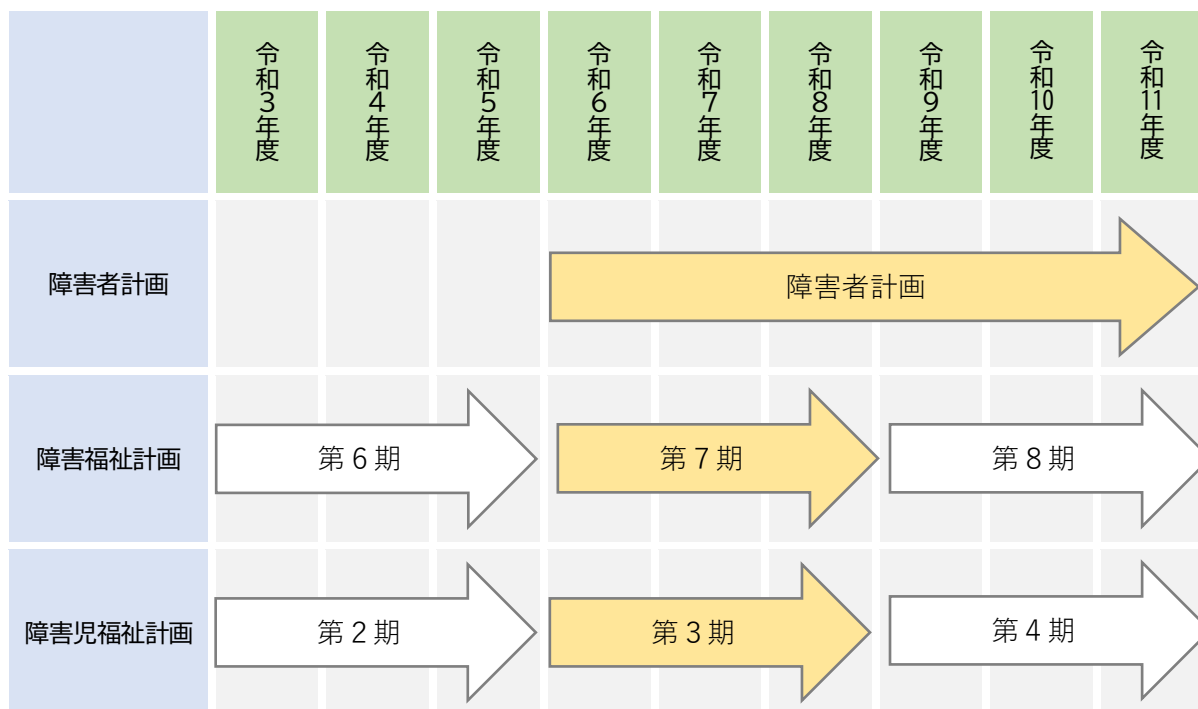
この計画の対象となる「障がい者」とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のみならず、難病を患っている方も対象としています。

また、児童福祉法第4条第2項に規定する「障がい児」についても対象としています。

身体障がい者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
知的障がい者	知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
精神障がい者	精神障害者福祉法第5条に規定する精神障がい者のうち18歳以上である者
難病	障害者総合支援法第4条に規定する疾病
障がい児	児童福祉法第4条第2項に規定する児童

(5) 計画の期間

「障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。また、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



4 計画の策定体制について

(1) 計画策定委員会

外部有識者を中心に、策定期間中に3回開催します。

(2) 町民へのアンケート調査

障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、町内在住の障がい手帳所持者や障がい児通所施設等の利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 事業所へのアンケート調査

サービス事業所を対象に、今後の障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向についての調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画策定委員会及び大崎町で検討・作成した計画素案に対して、町民のみなさんから広く意見を募集します。

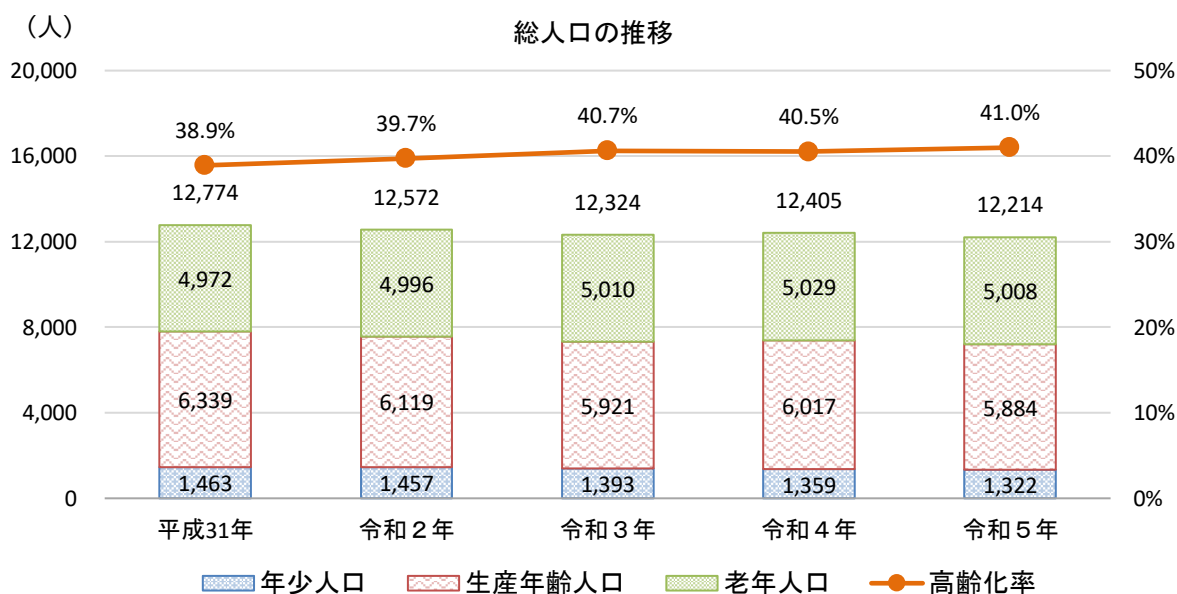
第2章 大崎町における障がい者・児の状況

1 大崎町の現状について

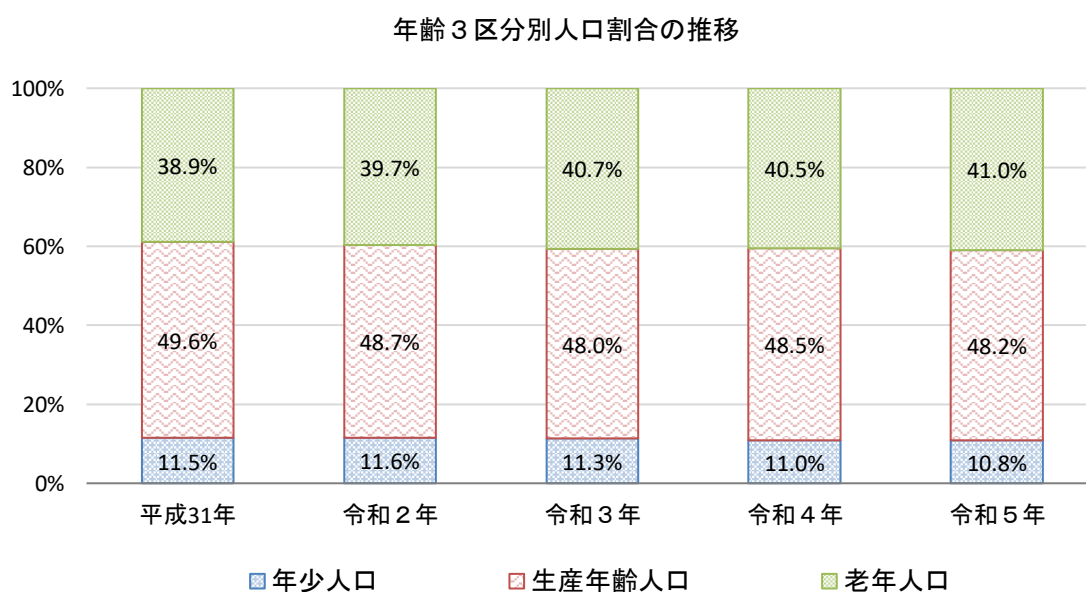
(1) 人口及び年齢3区分の推移

本町の総人口は、令和5年4月1日現在12,214人で、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向、老年人口も令和4年を境に減少しています。

令和5年4月1日現在における年齢3区分別人口割合は、年少人口10.8%、生産年齢人口48.2%、老年人口41.0%となっています。



住民基本台帳 各年4月1日現在



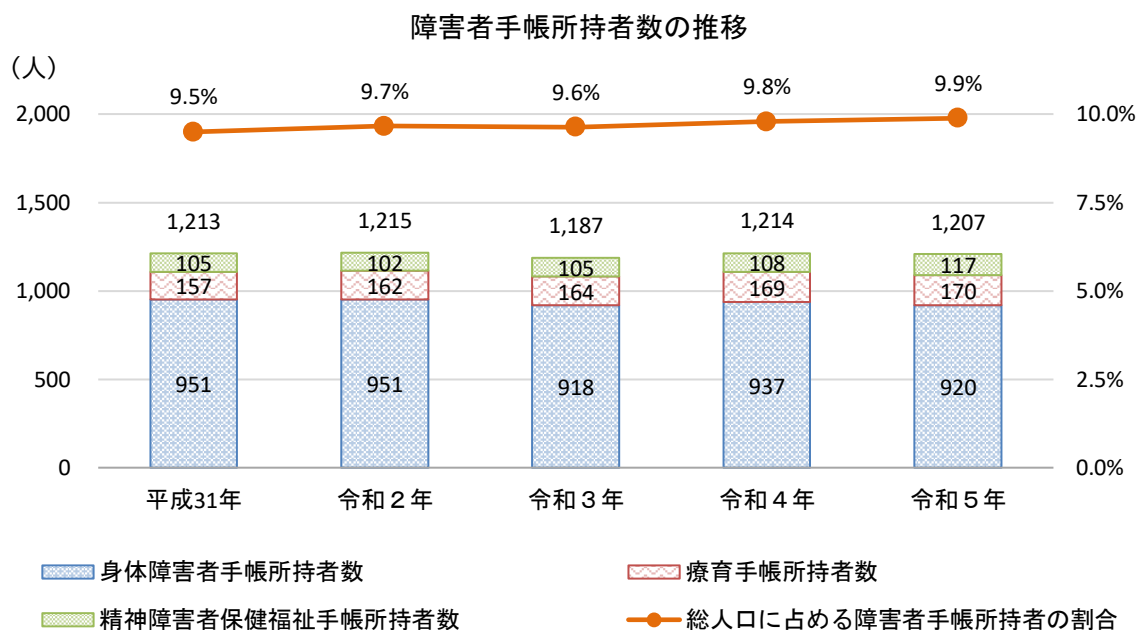
住民基本台帳 各年4月1日現在

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。

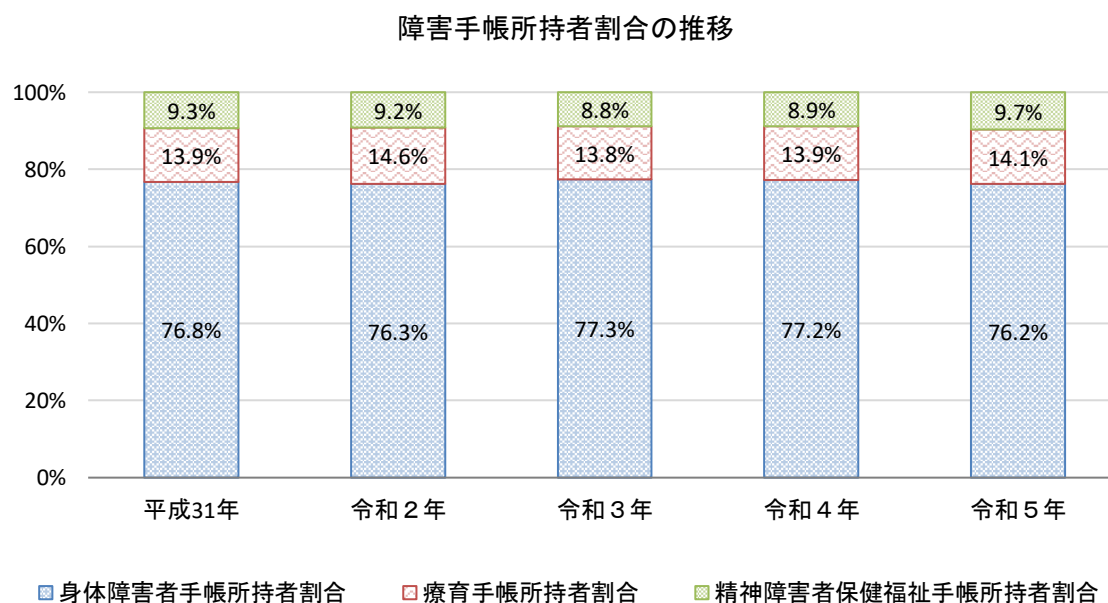
(2) 各障がい者手帳所持者の状況

本町の障がい手帳所持者数は、令和5年4月1日現在 1,207 人であり、総人口に占める割合は横ばいで推移しています。また、手帳種別に注目すると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者において増加傾向にあります。

障がい者手帳所持者数の構成割合は、令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が76.2%、療育手帳所持者が14.1%、精神障害者保健福祉手帳が9.7%となっています。



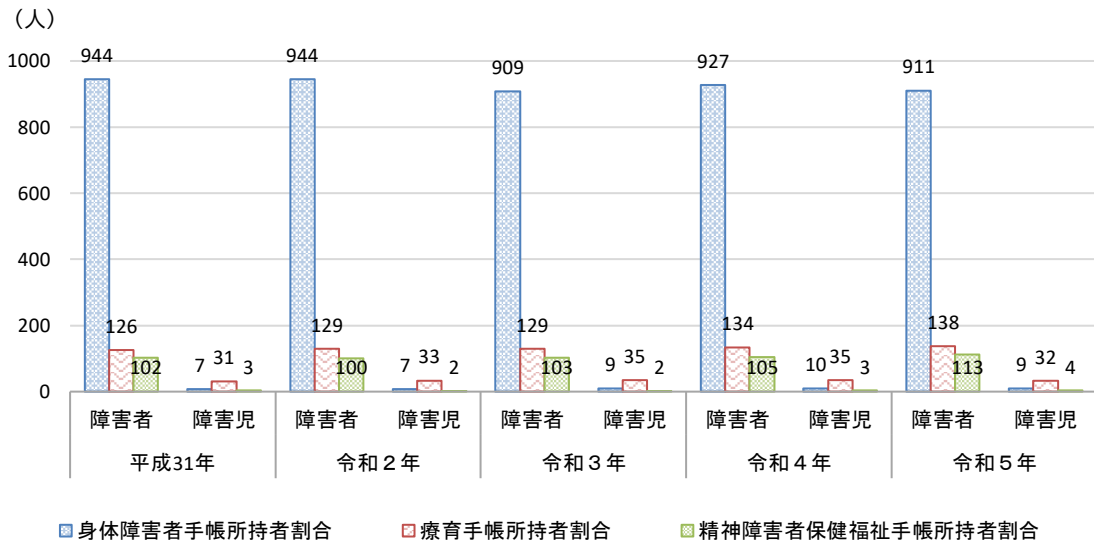
大崎町資料 各年4月1日現在



住民基本台帳 各年4月1日現在

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。

障害者手帳所持者の推移（障害者・障害児）



大崎町資料 各年4月1日現在

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は920人で、近年においては減少傾向で推移しています。

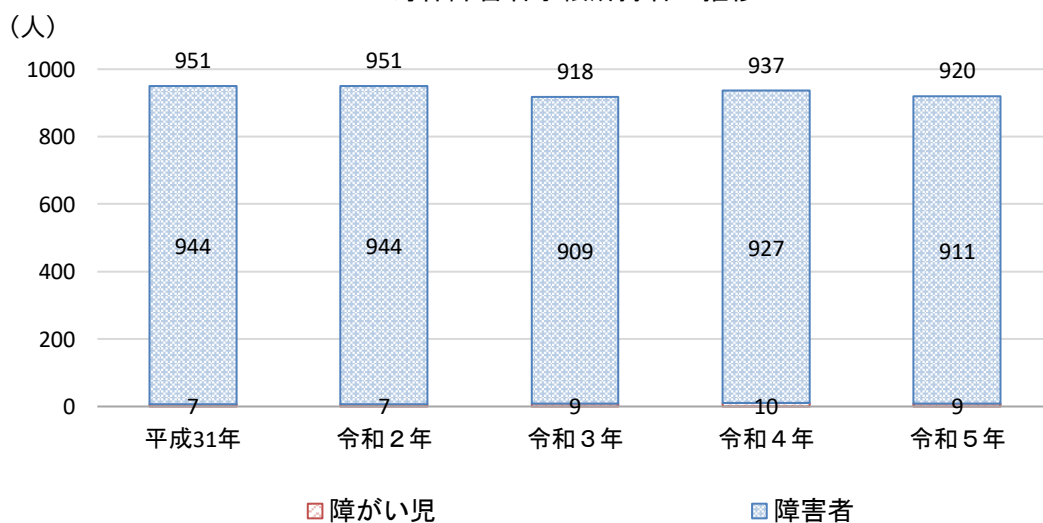
等級別では、1級の重度障がい者が254人となっており、全体の約3割を占めています。障がい種別では、肢体不自由が470人と最も多く、全体の約5割を占めています。

単位：人

		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総数		944	7	944	7	909	9	927	10	911	9
等級別	1級	257	4	264	4	255	6	245	6	249	5
	2級	148	2	149	2	139	2	144	2	136	2
	3級	171	1	167	1	161	1	164	1	160	1
	4級	231	0	228	0	224	0	240	1	238	1
	5級	72	0	71	0	68	0	71	0	69	0
	6級	65	0	65	0	62	0	63	0	59	0
障がい種別	視覚障害	63	0	60	0	56	0	60	1	58	1
	聴覚平衡障害	110	1	106	1	100	1	102	1	101	1
	音声言語障害	8	0	6	0	8	0	9	0	8	0
	肢体不自由	511	3	505	3	479	4	483	4	467	3
	内部障害	252	3	267	3	266	4	273	4	277	4

大崎町資料 各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者の推移



大崎町資料 各年4月1日現在

(4) 療育手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は170人で、近年においては増加傾向で推移しています。

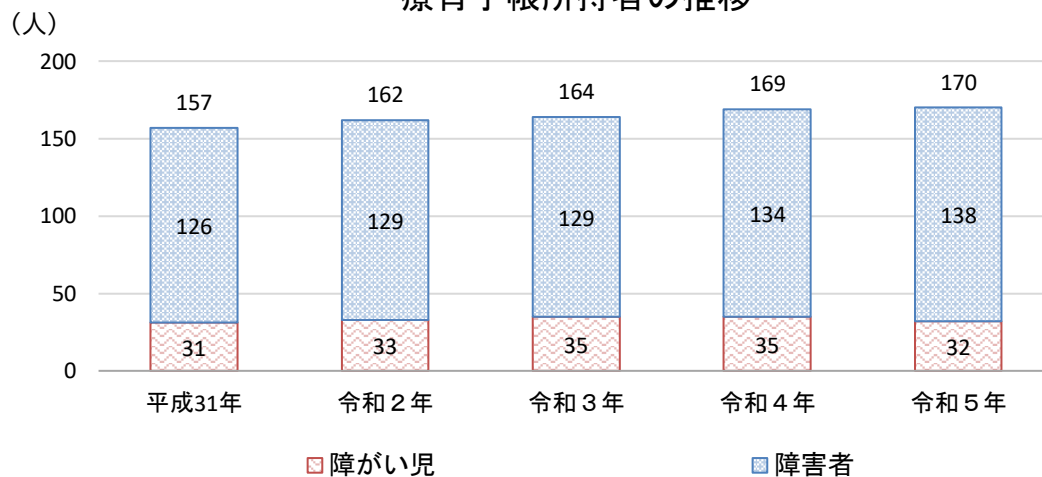
等級別では、B1が53人と最も多く、全体の約3割を占めています。

単位：人

		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総数		126	31	129	33	129	35	134	35	138	32
障がい程度	A	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	A1	37	4	37	4	37	4	37	3	36	3
	A2	22	1	23	4	22	4	23	4	24	6
	B	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	B1	42	7	42	6	42	8	44	8	47	6
	B2	23	19	25	19	26	19	28	20	29	17

大崎町資料 各年4月1日現在

療育手帳所持者の推移



大崎町資料 各年4月1日現在

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者（障がい者と障がい児の合計）は117人で、近年においては増加傾向で推移しています。

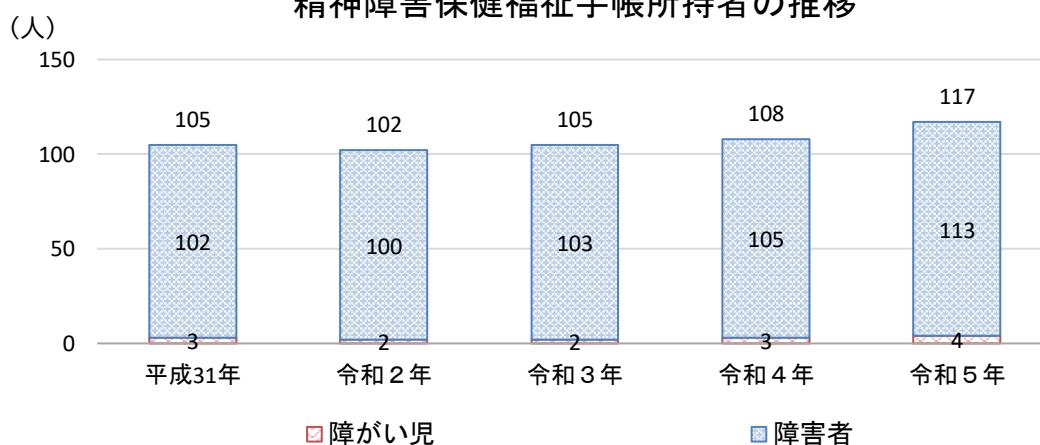
等級別では、2級が86人と最も多く、全体の約7割を占めています。

単位：人

		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総	数	102	3	100	2	103	2	105	3	113	4
障がい程度	1級	15	0	16	0	16	0	14	0	15	0
	2級	74	3	74	2	77	2	79	3	82	4
	3級	13	0	10	0	10	0	12	0	16	0

大崎町資料 各年4月1日現在

精神障害保健福祉手帳所持者の推移



大崎町資料 各年4月1日現在

(6) 自立支援医療（精神通院医療）利用者の状況

令和5年4月1日現在の自立支援医療（精神通院医療）の利用者は210人で、近年においては令和4年まで増加傾向にあり、令和5年で減少しています。

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療（精神通院医療）の利用者	218	219	224	224	210

大崎町資料 各年4月1日現在

(7) 保育所・認定こども園における障がい児の状況

令和5年4月1日現在の保育所・認定こども園における障がい児の状況については、保育所2人、認定こども園0人で、近年においては横ばいで推移しています。

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所	6	1	1	1	2
認定こども園	11	1	1	0	0
合計	17	2	2	1	2

大崎町資料 各年4月1日現在

(8) 特別支援学級（固定）の在学者状況

令和5年4月1日現在の特別支援学級（固定）在学者数は59人で、近年においては横ばいで推移しています。

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	23	42	50	46	42
中学校	16	20	15	14	17
合計	39	62	65	60	59

大崎町資料 各年4月1日現在

(9) 特別支援学級（通級）の在学者状況

令和5年4月1日現在の特別支援学級（通級）在学者数は4人で、近年においては減少傾向で推移しています。

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	13	12	6	4	4
中学校	0	0	0	0	0
合計	13	12	6	4	4

大崎町資料 各年4月1日現在

2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

本町では、障がいを持つ人などが地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的に調査を実施しました。

①調査時期

令和5年10月～11月

②調査対象者

- ・町内に居住する身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方（障がい者調査）
- ・18歳未満の放課後等デイサービス等のサービス利用者（障がい児調査）
- ・障害福祉サービス事業所（事業所調査）

③調査方法

郵送による配布・回収

④回収結果

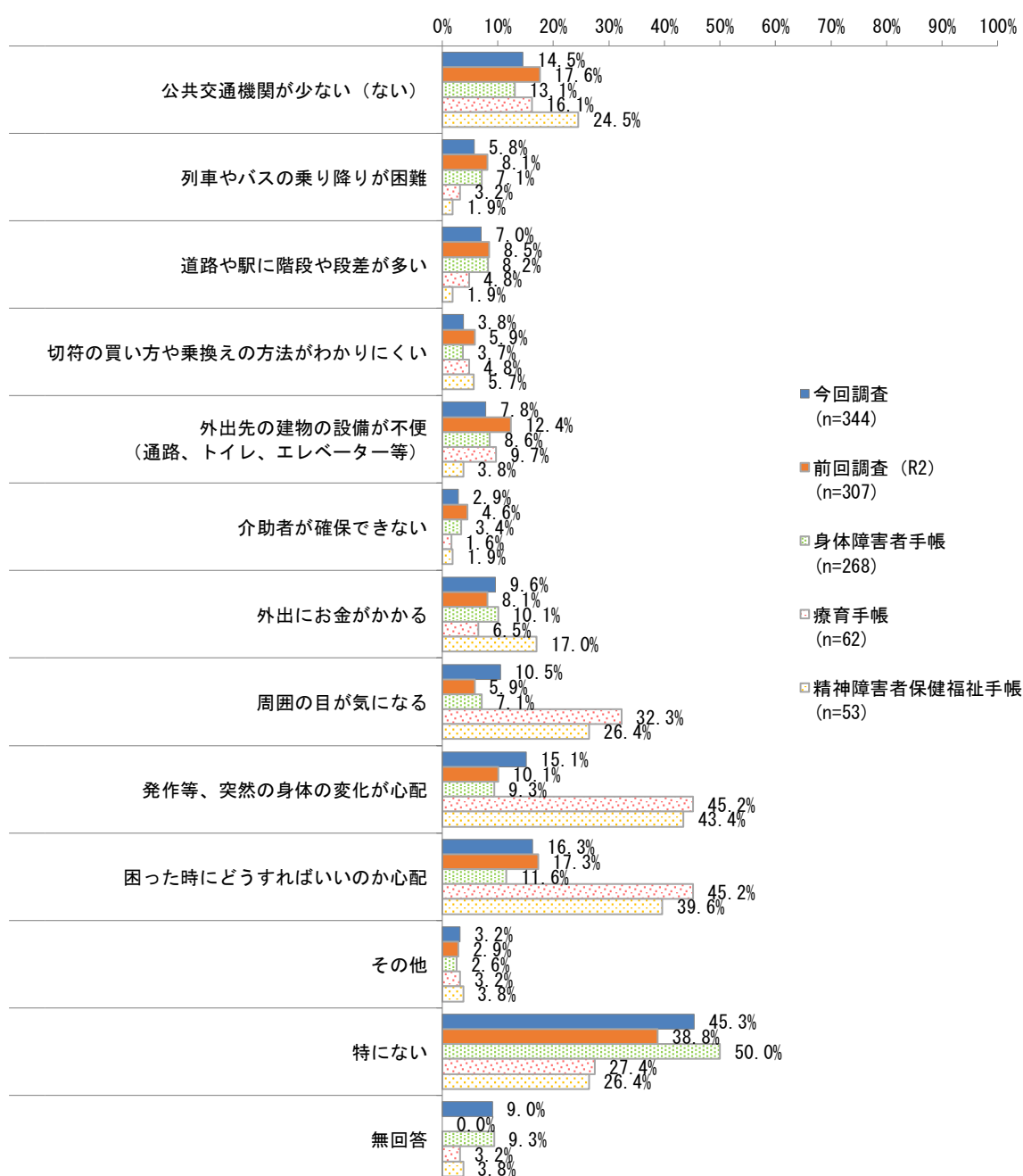
対象者	配布件数	回収数	回収率
障がい者調査	813件	382件	47.0%
障がい児調査	55件	27件	49.1%
事業所調査	26件	15件	57.7%

(2) 障がい者調査結果

①外出時の困りごと

外出するときに困ることについては、「特にない」が45.3%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が16.3%、「発作等、突然の身体の変化が心配」が15.1%となっています。

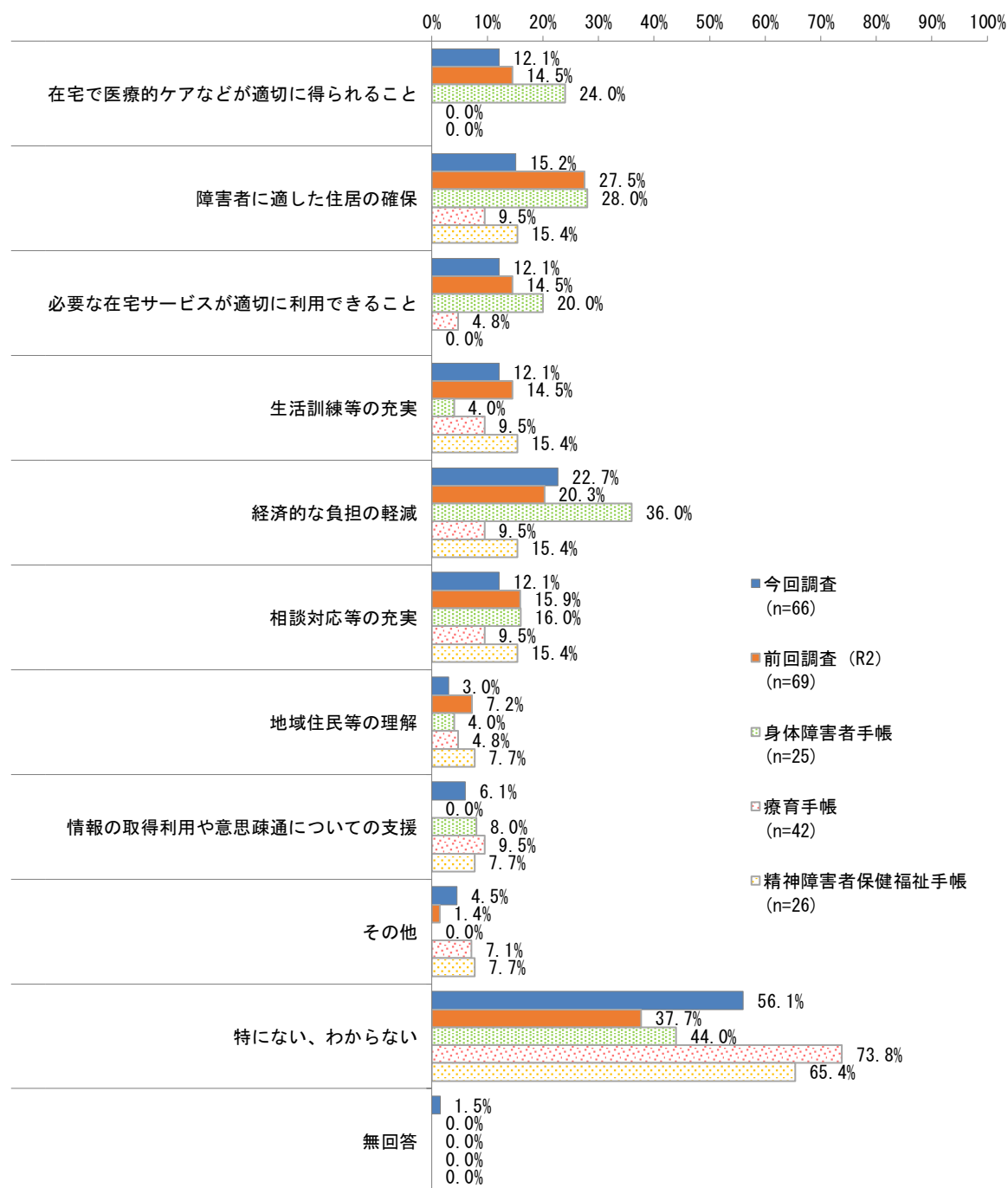
障がいの種類別にみると、知的障がい者（療育手帳所持者）及び精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）において、「発作等、突然の身体の変化が心配」、「困った時にどうすればいいのか心配」との回答割合が高くなっています。



②地域で希望する暮らしを送るための支援策

地域で希望する暮らしを送るための支援については、「特にない、わからない」が56.1%と最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が22.7%、「障がい者に適した住居の確保」が15.2%となっています。

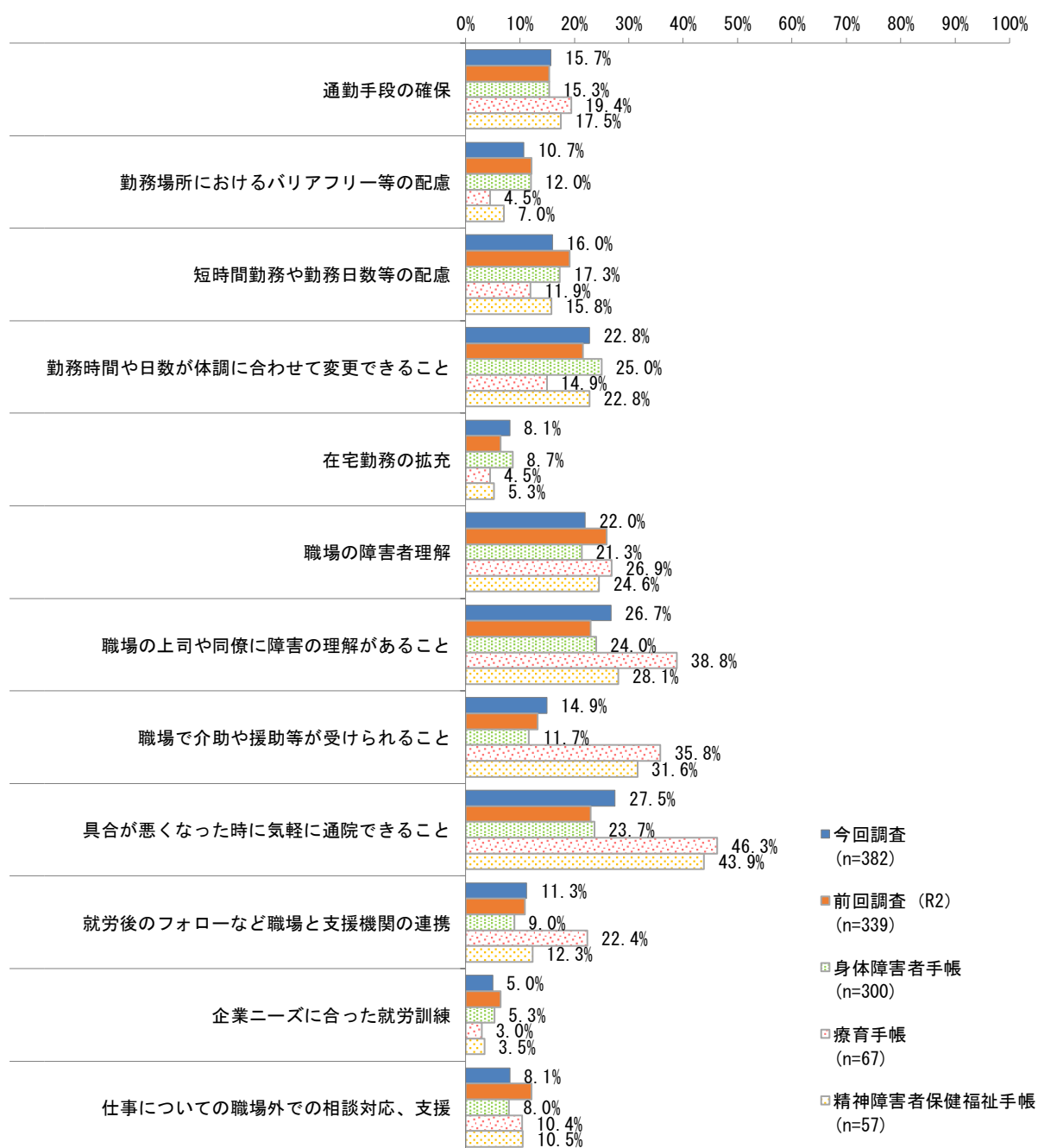
障がいの種類別にみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）では「経済的な負担の軽減」との回答割合が約4割を占めています。



③必要な就労支援

障がい者の就労支援として必要なことについては、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が27.5%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が26.7%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が22.8%となっています。

障がいの種類別にみると、知的障がい者（療育手帳所持者）及び精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）において、「職場で介助や援助等が受けられること」、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」との回答割合が高くなっています。

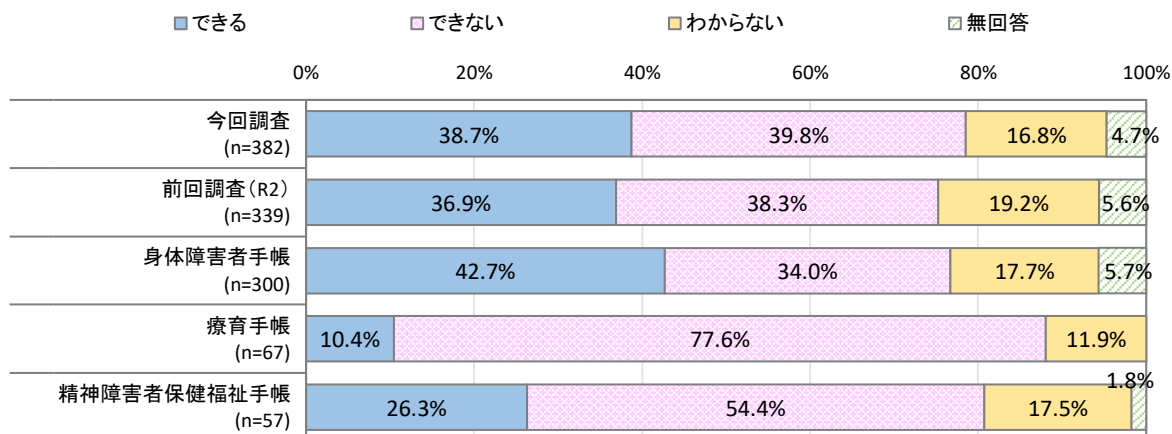


④火事や地震等の災害時の避難

火事や地震等の災害時に一人で避難ができるかについては、「できる」が38.7%、「できない」が39.8%、「わからない」が16.8%となっています。

障がいの種類別にみると、「できない」の割合が、知的障がい者（療育手帳所持者）では77.6%、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）では54.4%を占めています。

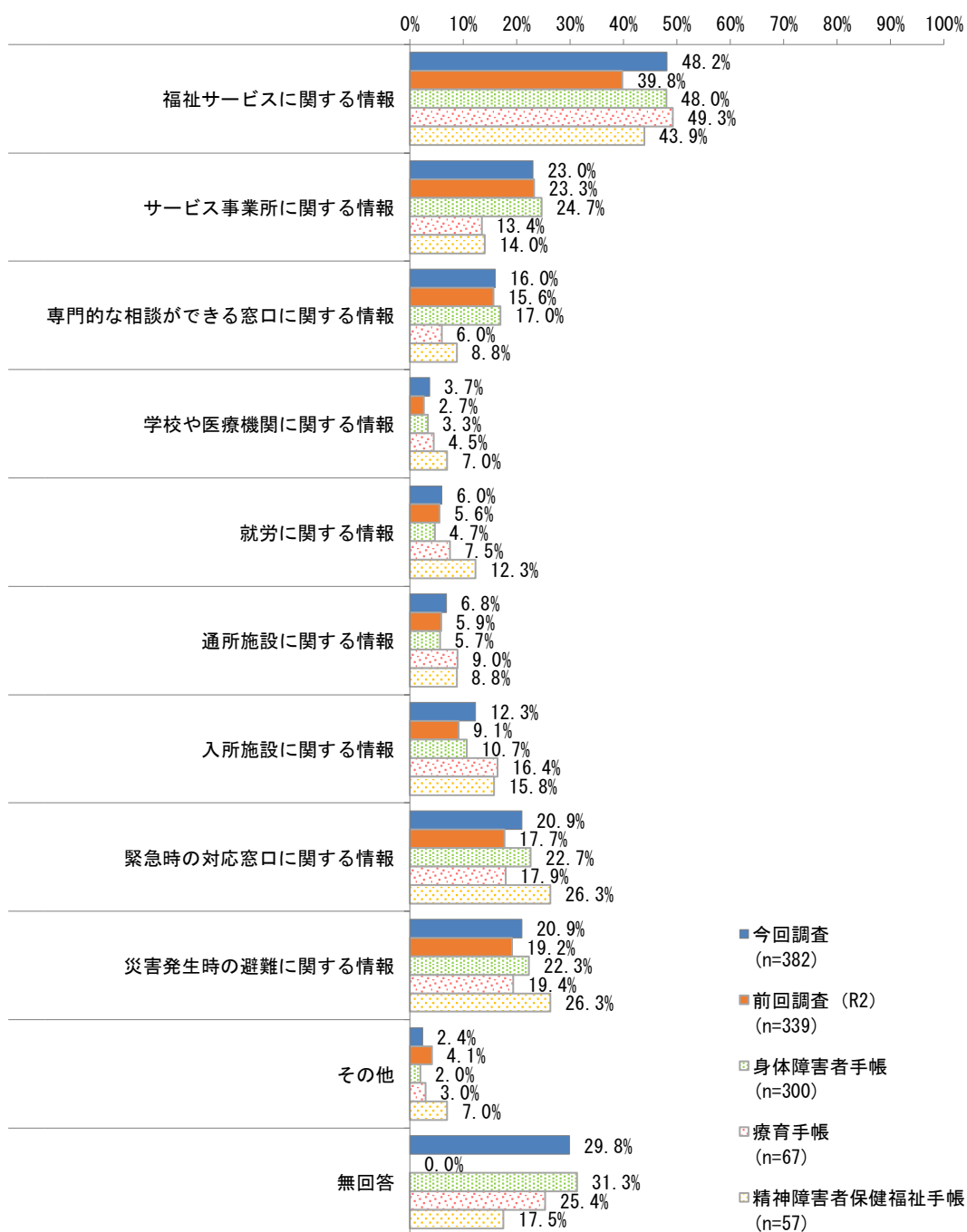
地域別でみると、「できない」の割合が、菱田地区において66.7%となっており、半数以上を占めています。



		サンプル数	できる	できない	わからない	無回答
<small>小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある</small> <small>上段:回答者数 下段:構成比</small> <small>■ 上位1項目</small>						
今回調査		382	148	152	64	18
前回調査(R2)		339	125	130	65	19
性別	男性	190	92	68	22	8
	女性	179	53	77	40	9
	無回答	13	3	7	2	1
年代別	19～29歳	8	2	4	2	0
	30～39歳	13	4	4	5	0
	40～49歳	25	4	17	4	0
	50～59歳	25	11	8	6	0
	60～69歳	90	42	32	12	4
	70歳以上	214	82	85	33	14
	無回答	7	3	2	2	0
	地域別	持留地区	25	11	10	2
大丸地区	38	18	12	7	1	
大崎地区	141	64	39	31	7	
中沖地区	25	11	8	5	1	
菱田地区	81	20	54	3	4	
野方地区	60	21	22	14	3	
無回答	12	3	7	2	0	

⑤不足しているサービスの情報

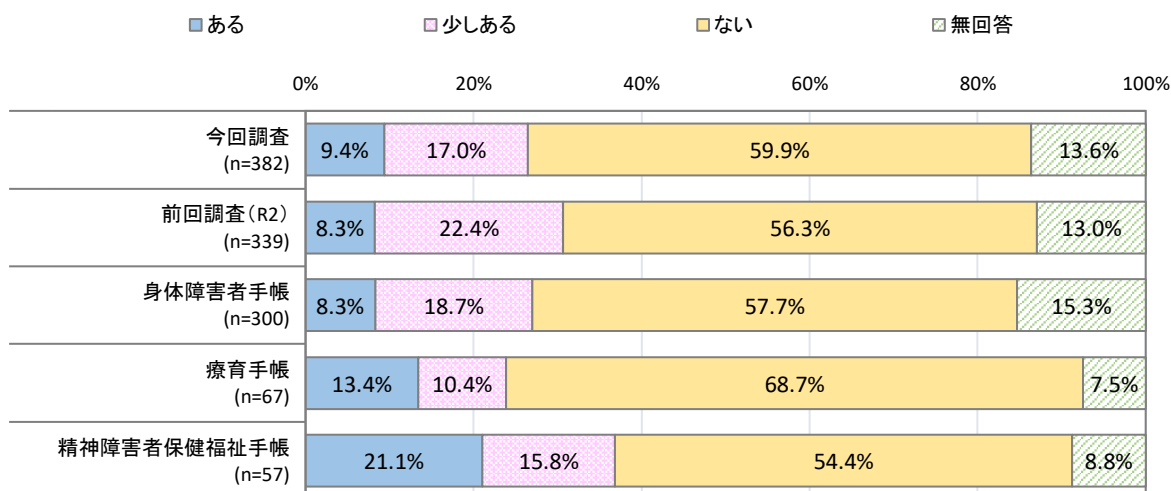
どのようなサービスについての情報が不足しているかについては、「福祉サービスに関する情報（どのようなサービスが使えるか）」が48.2%と最も多く、次いで「サービス事業所に関する情報（どこにどのような事業所があるか）」が23.0%、「緊急時の対応窓口に関する情報」、「災害発生時の避難に関する情報」がともに20.9%となっています。



⑥差別や嫌な思いをした経験

障がいをもっていることで差別を受けたり、嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」が9.4%、「少しある」が17.0%、「ない」が59.9%となっています。

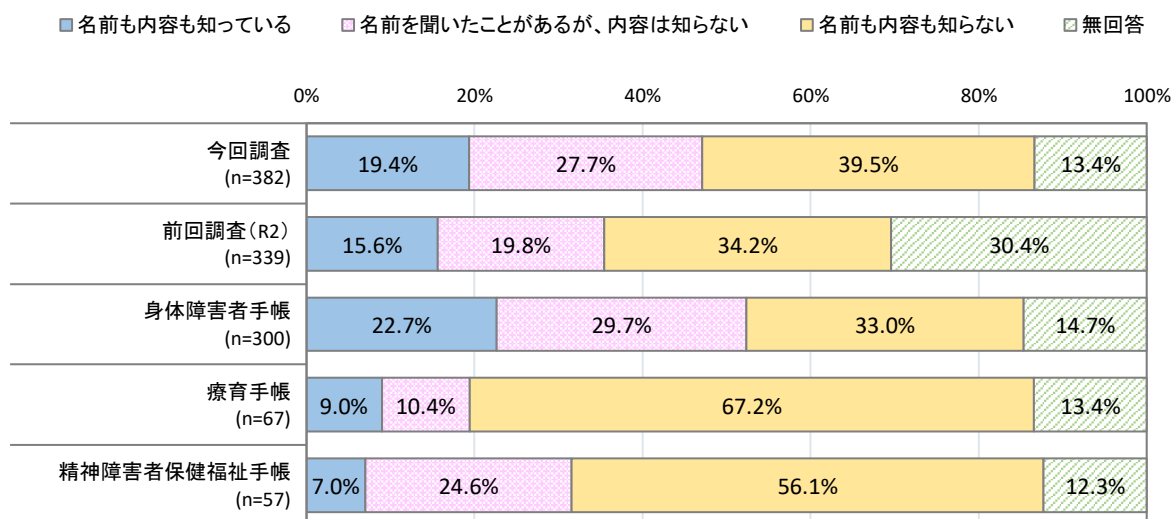
障がいの種類別でみると、いずれにおいても「ない」の割合が最も高くなっており、5割以上を占めています。



⑦成年後見制度の認知

成年後見制度の認知については、「名前も内容も知っている」が19.4%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.7%、「名前も内容も知らない」が39.5%となっています。前回調査と比較すると、「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた割合が11.7ポイント高くなっています。

障がいの種類別でみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）における認知度が高くなっています。

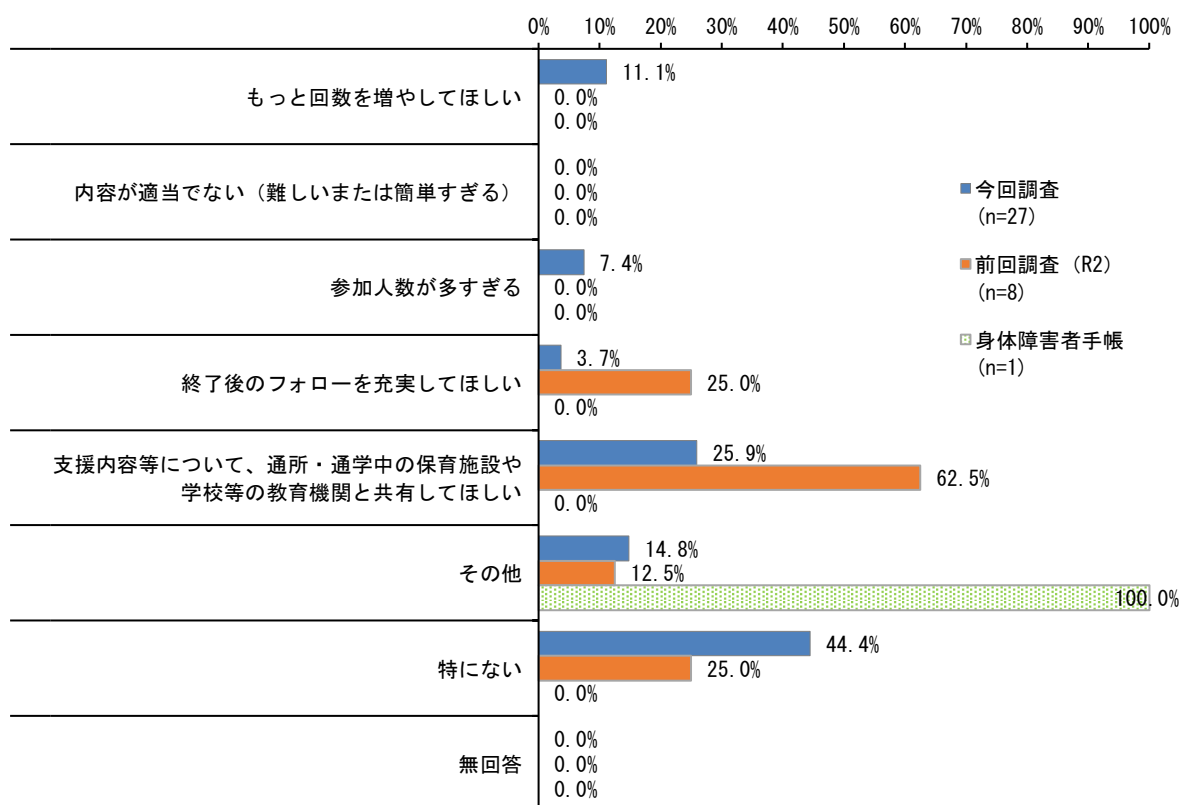
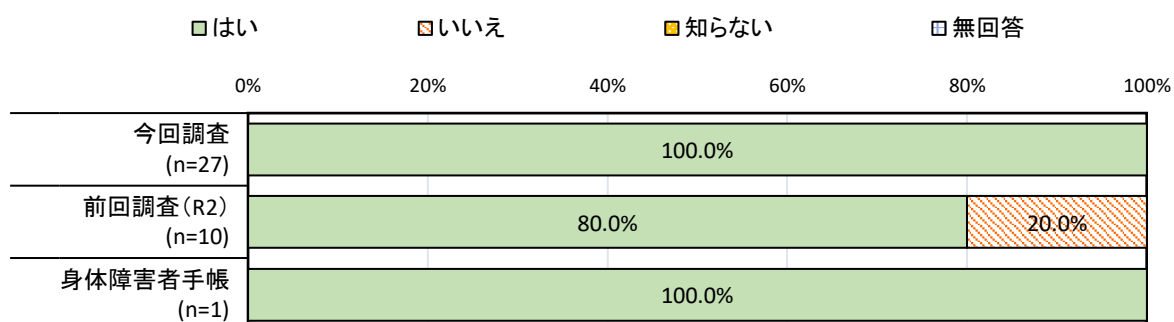


(3) 障がい児調査結果

①児童発達支援または放課後等デイサービスの利用経験及び利用した感想・要望

継続的な通所サービスとして、児童発達支援または放課後等デイサービスの利用したことがあるかについては、「はい」が全数となっています。

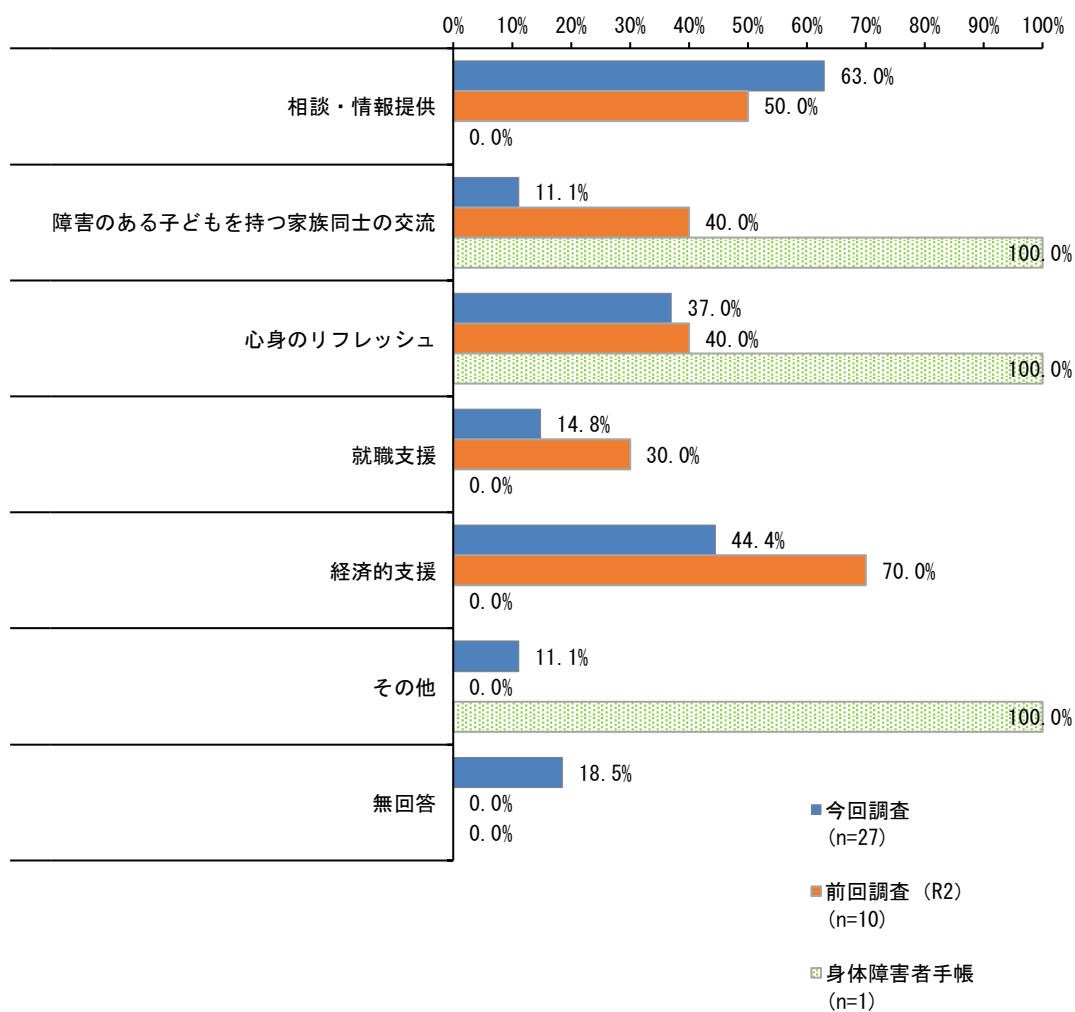
児童発達支援または放課後等デイサービスを利用した感想や要望については、「特にない」が44.4%と最も多く、次いで「支援内容等について、通所・通学中の保育施設や学校等の教育機関と共有してほしい」が25.9%、「その他」が14.8%となっています。



その他回答
出来れば、1つの場所がいい
遠い
町内にあってほしい、通所が遠い
大崎町にも障害児用の放課後デイや療育施設があるとよいですが、人数が少ないので難しいでしょうか

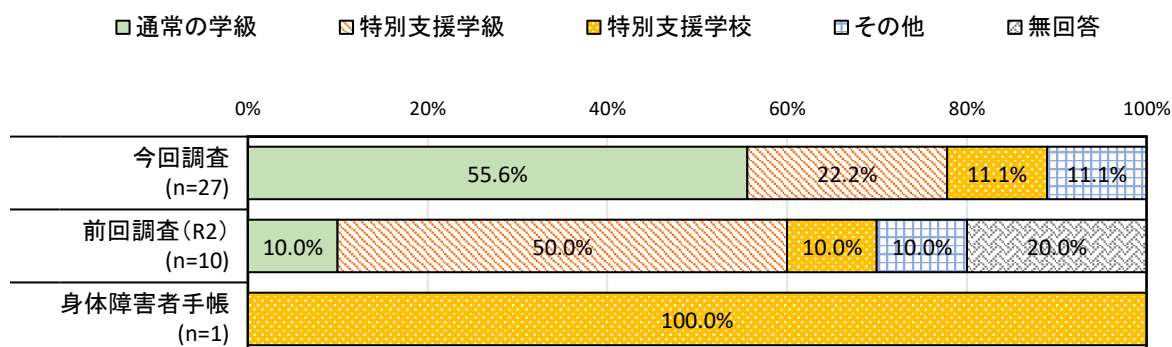
②保護者の方が支援してほしいこと

保護者の方が支援してほしいことについては、「相談・情報提供」が63.0%と最も多く、次いで「経済的支援」が44.4%、「心身のリフレッシュ」が37.0%となっています。



③希望就学先

小学校入学時に、希望する（希望した）就学先については、「通常の学級」が55.6%と最も多く、次いで「特別支援学級」が22.2%、「特別支援学校」、「その他」がいずれも11.1%となっています。

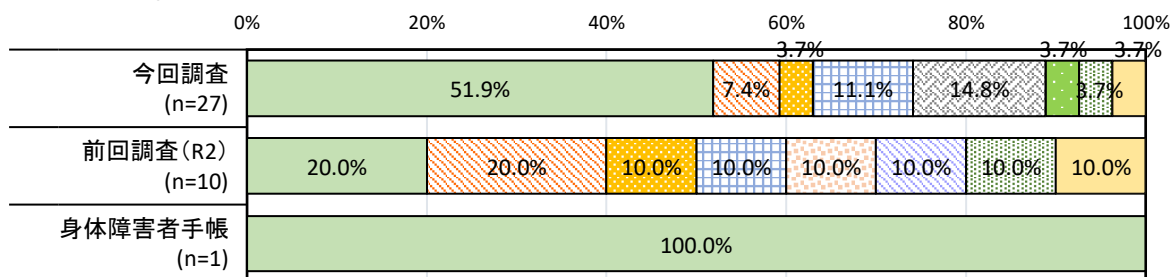


その他回答
まだ発達の検査を今から受けるのでその結果を聞いたうえで考える
希望はしていない、子どもに最適な学校を教えてください、そこへ希望する
本人に合った学級・学校なら良い

④学校や教育における困りごとや心配ごと

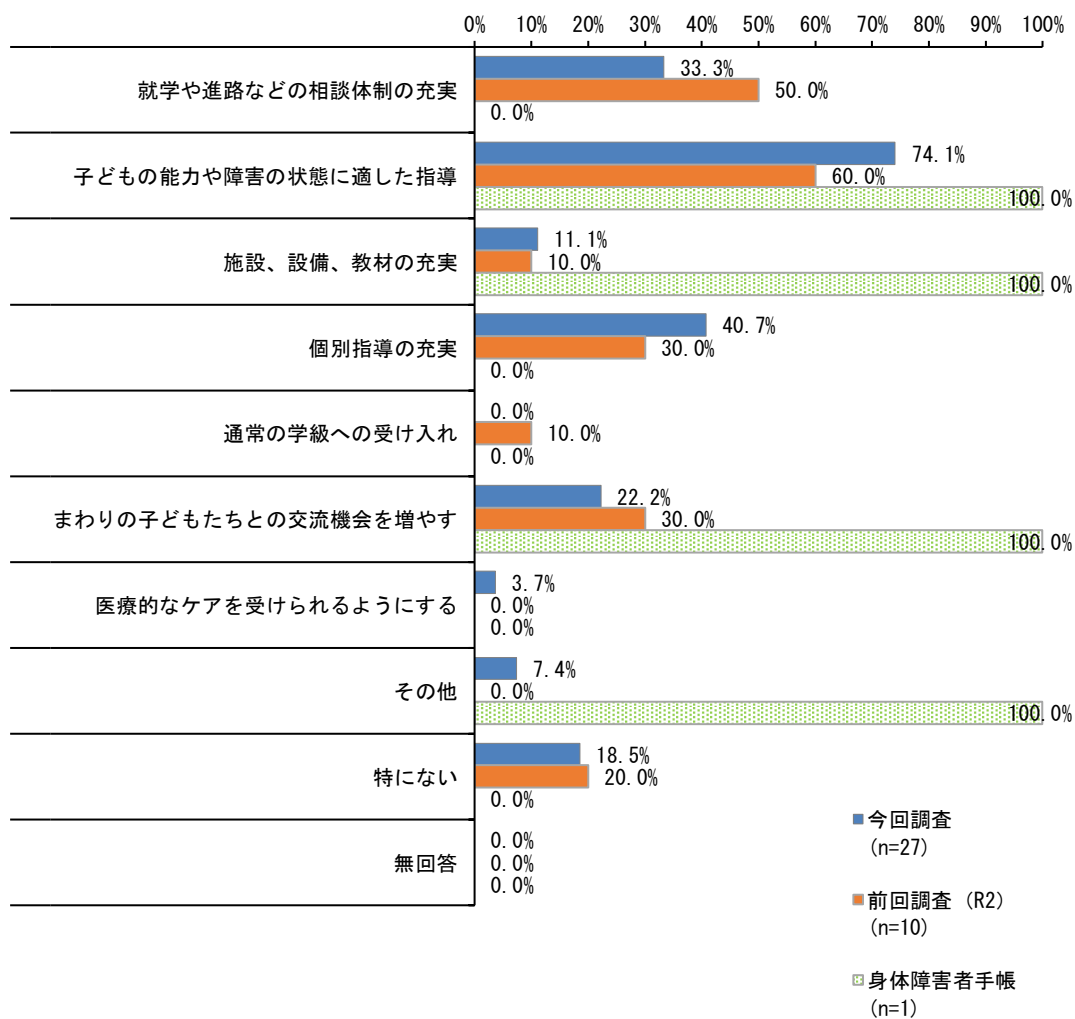
学校や教育における困りごと、心配ごとについては、「周囲の子どもとの関係」が51.9%と最も多く、次いで「保育や教育・療育に関する情報が少ない」が14.8%、「子どもの将来に不安がある」が11.1%となっています。

- 周囲の子どもとの関係
- 教職員の指導の仕方
- 療育・リハビリテーションの機会が少ない
- 子どもの将来に不安がある
- 保育や教育・療育に関する情報が少ない
- 通学の送り迎えが大変
- 災害時や緊急時の対応に不安がある
- 費用など、経済的な負担が大きい
- その他
- 特に困っていることや心配していることはない
- 無回答



⑤教育現場（保育所・幼稚園・学校）に望むこと

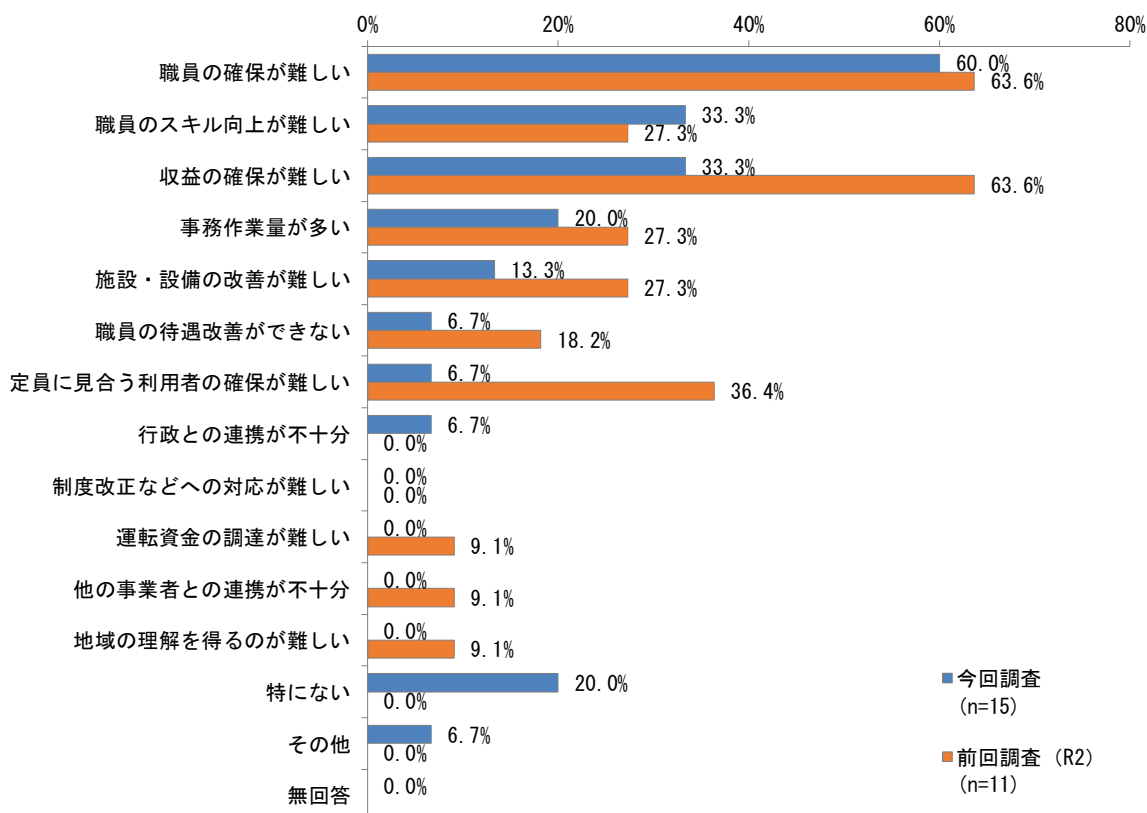
教育現場（保育所・幼稚園・学校）に望むことについては、「子どもの能力や障害の状態に適した指導」が74.1%と最も多く、次いで「個別指導の充実」が40.7%、「就学や進路などの相談体制の充実」が33.3%となっています。



(4) 事業所調査結果

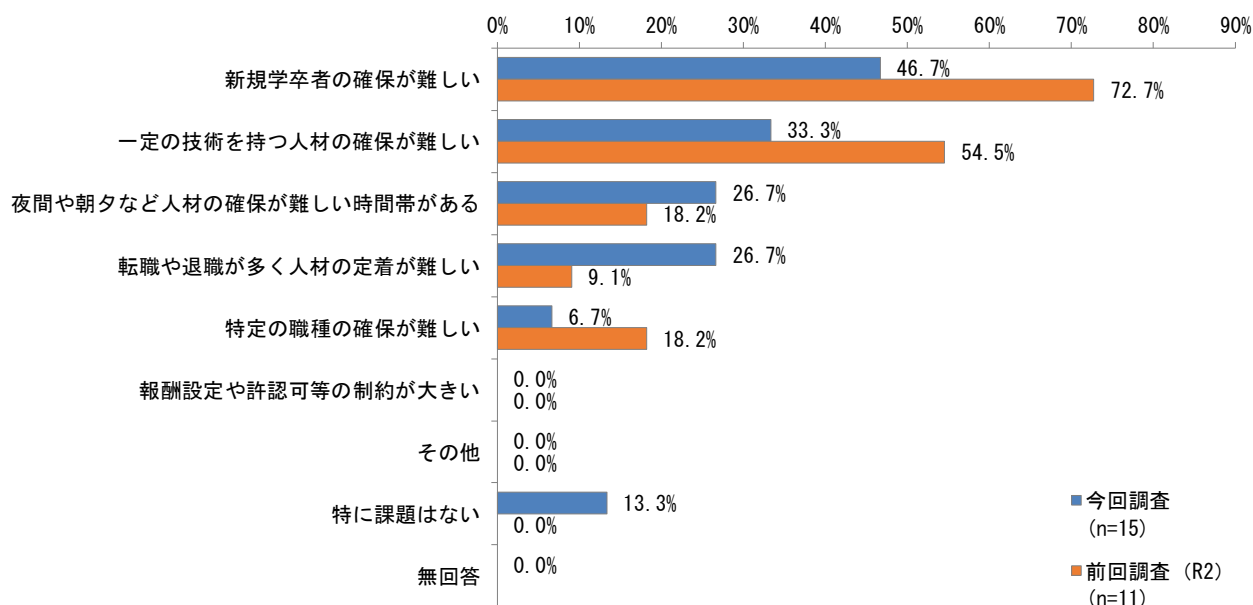
① サービスを提供する上での課題

サービスを提供する上で課題となっていることについては、「職員の確保が難しい」が60.0%と最も多く、次いで「職員のスキル向上が難しい」、「収益の確保が難しい」がともに33.3%となっています。



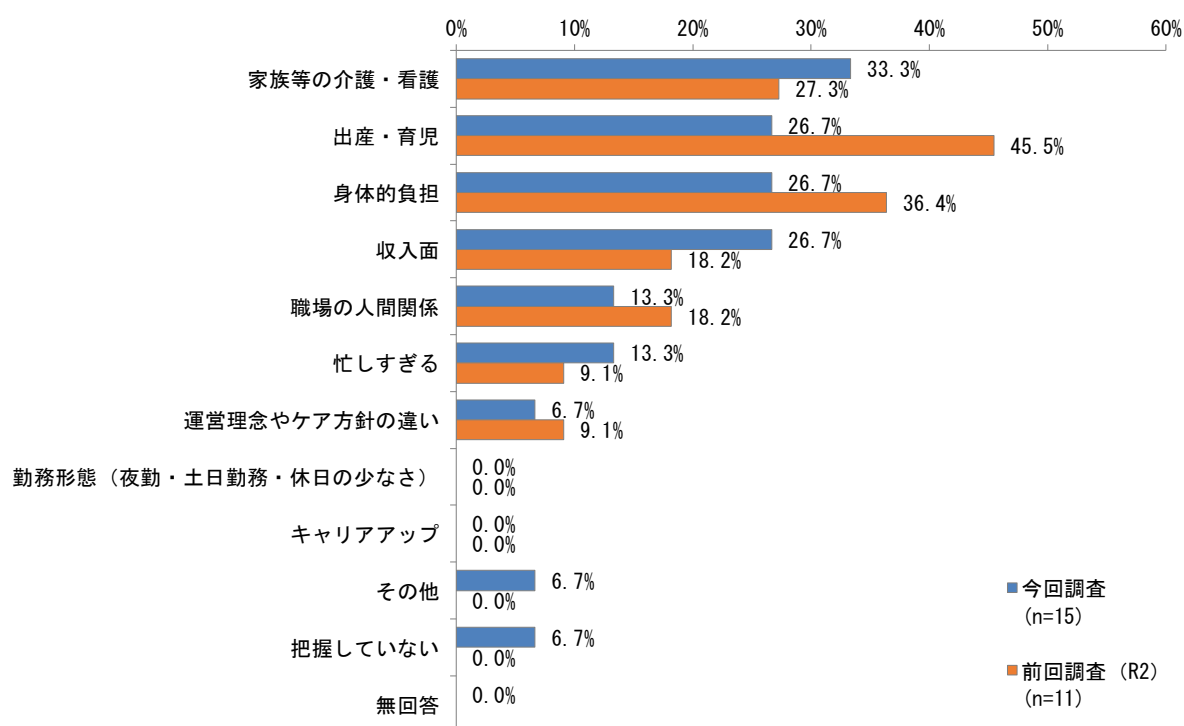
②人材確保における課題

人材確保における課題については、「新規学卒者の確保が難しい」が46.7%と最も多く、次いで「一定の技術を持つ人材の確保が難しい」が33.3%となっています。



③職員の離職事由

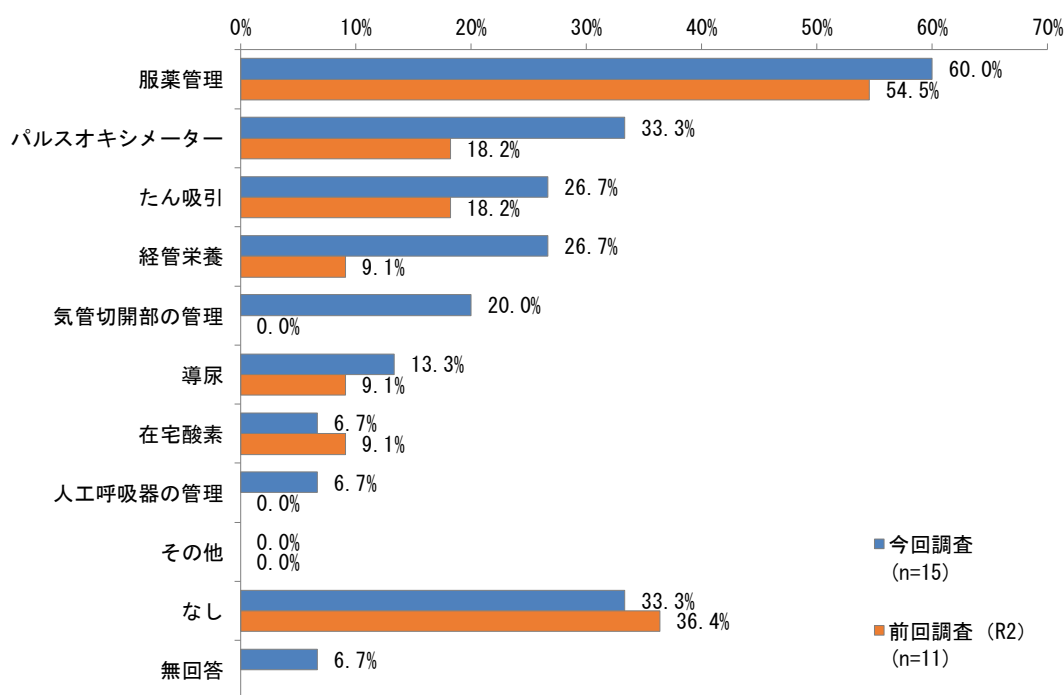
職員の離職理由のうち、特に多い要因については、「家族等の介護・看護」が33.3%と最も多く、次いで「出産・育児」、「身体的負担」、「収入面」がいずれも26.7%となっています。



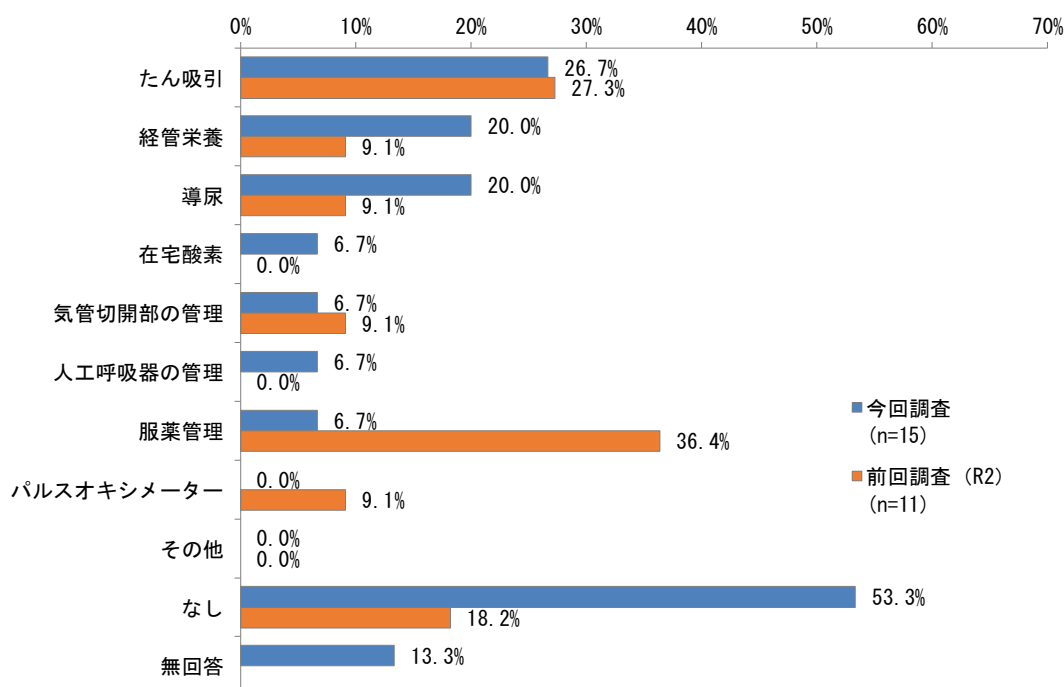
④事業所にて対応できる医療的ケアと対応の必要性を感じる医療的ケア

事業所で対応が可能な医療的ケアについては、「服薬管理」が60.0%と最も多く、次いで「パルスオキシメーター」が33.3%となっています。事業所で対応の必要性を感じる医療的ケアについては、「たん吸引」が26.7%と最も多く、次いで「経管栄養」、「導尿」がともに20.0%となっています。

【事業所で対応が可能な医療的ケア】

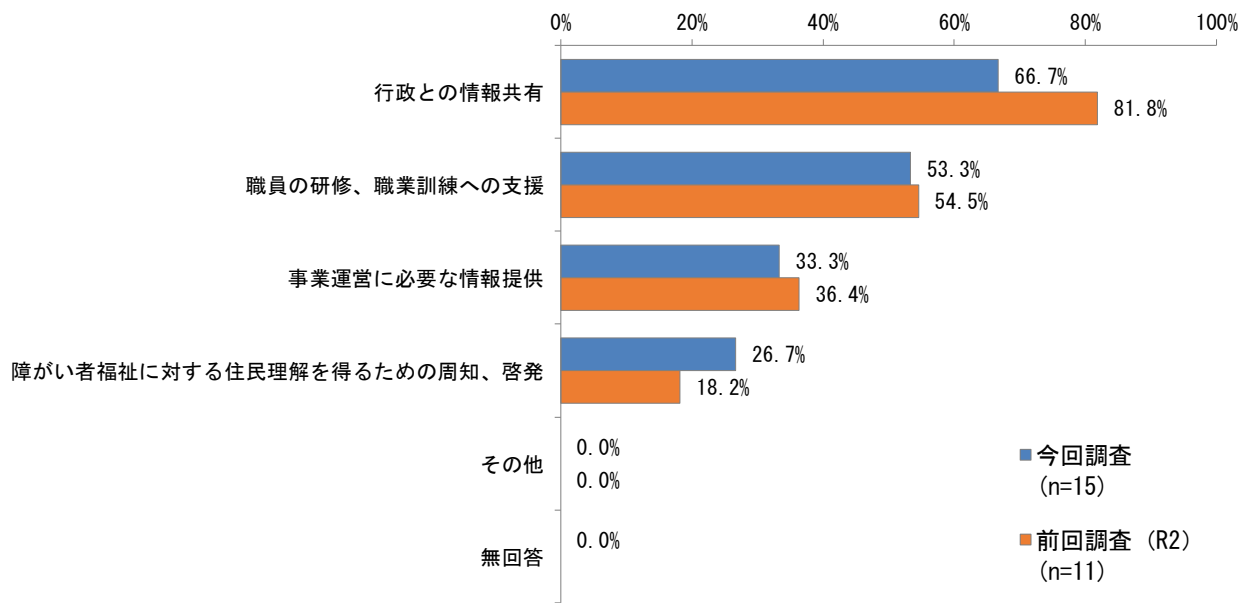


【事業所で対応の必要性を感じる医療的ケア】



⑤行政等の関係機関からの必要だと思う支援

今後の事業運営にあたり、行政等の関係機関からの必要だと思う支援については、「行政との情報共有」が66.7%と最も多く、次いで「職員の研修、職業訓練への支援」が53.3%となっています。



第3章 基本理念及び施策の体系

1 基本理念

国は、「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という「障害者基本法」の理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（地域共生社会）の実現を目指すとしています。

本町においても、将来のあるべき姿の実現に向けて取り組む施策を総合的にまとめた町の最上位計画の「第3次大崎町総合計画」及び、本町の福祉分野の上位計画にあたる「大崎町地域福祉計画」において「まち・ひと・しごと世界の未来をつくる循環のまち」を基本理念として掲げ、地域共生社会の実現を目指すとしています。

また、これまで、障がい者など、全ての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるような「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」「共生のまちづくり」の理念に基づき、お互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めてきました。

今後においては、障がい者（児）のみならず、高齢者や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつつけられるよう、「自助」、「共助」、「互助」、「公助」の役割のもと、地域で生活全般を支援することのできる体制の構築を目指すこととします。

また、引き続きお互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めることとし、基本理念を「住み慣れた地域で、ともに支えあい、誰もが安心していきいきと暮らせるまち」とします。

基本理念

**住み慣れた地域で、ともに支えあい、
誰もが安心していきいきと暮らせるまち**

（基本理念の考え方）

障がいのある方が主体性、自立性を確保し、基本的人権をもつ一人の人間として、社会活動に積極的に参加し、その能力を十分発揮できるような施策の推進に努め、障がいに関わらず、すべての人にやさしいまちをつくり、同じ時代を同じ地域に生きるみんながともに協力し合う社会を目指します。

この自主、自立、自助の実現に向けて、町民一人ひとりが福祉の担い手となり、地域で支え合う福祉体制の整備やボランティア活動を支援し、「ノーマライゼーション」の意識を地域住民、企業、各種団体等が醸成しやすい地域づくりに努めます。

2 重点目標

本町では、「主体性・自主性の確保」、「自主生活への支援」、「平等な社会づくり」、「住民参加によるノーマライゼーションの実現」、「住みよいまちづくり」、「障がいの重度化、重複化や障がいのある方の高齢化への対応」の6項目を重点目標として掲げ、基本理念の実現を図ります。

重点施策

- 1：主体性・自主性の確保
- 2：自主生活への支援
- 3：平等な社会づくり
- 4：住民参加によるノーマライゼーションの実現
- 5：住みよいまちづくり
- 6：障がいの重度化、重複化や障がいのある方の高齢化への対応

重点施策1 主体性・自主性の確保

障がいのある方は特別な存在ではなく、障がいのない方が享受しているものと同等の権利を有し、また果たすべき義務を負い、責任ある個人として主体的に自身の生活を設計し、社会の発展に積極的に参加していくことが期待されています。

このため、障がいのある方自らが社会の一員として主体性、自主性を確保し、社会への積極的な参加を促進していくことが重要であり、その能力が十分に発揮できるよう各種施策を推進していきます。

重点施策2 自主生活への支援

障がいのある方が住み慣れた家庭や地域で主体性をもって生活ができるよう、障がい者自立支援法に基づく新しいサービスの充実を図るとともに、各種の在宅福祉を支える人材の養成と確保に努めます。

また、障がいのある方の仲間づくりを支援するとともに、各種のイベント等への積極的参加ができるよう配慮します。

重点施策3 平等な社会づくり

障がいのある方を取り巻く社会環境は、物理、制度、文化、情報、さらには意識面など様々な障壁があり、そのことが障がいのある方の就労や社会参加活動の機会を制約し、その持てる能力を十分発揮できない現況にあります。このため、いかなる障壁もなく各種の活動に自由に参加できる平等な社会づくりを目指す施策の推進を図ります。

重点施策4 住民参加によるノーマライゼーションの実現

ノーマライゼーションの理念を実現していくためには、あらゆる社会経済活動において障がいのある方の参加や利便を配慮していくことが必要です。

そのためには、障がいのある方のニーズに応じて、行政が中心となって各種福祉施策を講じていくことが大切ですが、ノーマライゼーションを実現するためには、住民、企業、団体等社会すべての構成員が障がいのある方を取り巻く諸問題を理解し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

住民参加によるノーマライゼーションの実現にむけての啓発活動等の施策の推進を図ります。

重点施策5 住みよいまちづくり

障がいのある方の住みよい社会をつくっていくことは、すべての人々にとって住みよい社会になるといえます。とくに、近年高齢化が進展し、障がいのある高齢者が増加していく傾向のなかで、こうした社会づくりに住民すべてが取り組んでいくことが強く望まれます。

こうした状況のもと、建築物、道路等における物理的な障壁を取り除く事業をはじめ、不自由を感じることなく公共施設等を利用することができるよう生活環境面での改善を推進し、障がいのある方をはじめ、高齢者にとっても各種の活動に不自由なく参加できる、住みよい地域づくりの推進を図ります。

重点施策6 障がいの重度化、重複化や障がいのある方の高齢化への対応

障がいの重度化・重複化による常時援護等を要する障がいのある方の増加に対し、これらの障がいのある方の生活の質の向上に努めるとともに、障がいのある方の高齢化に順応した施策の確立に努めます

3 施策体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

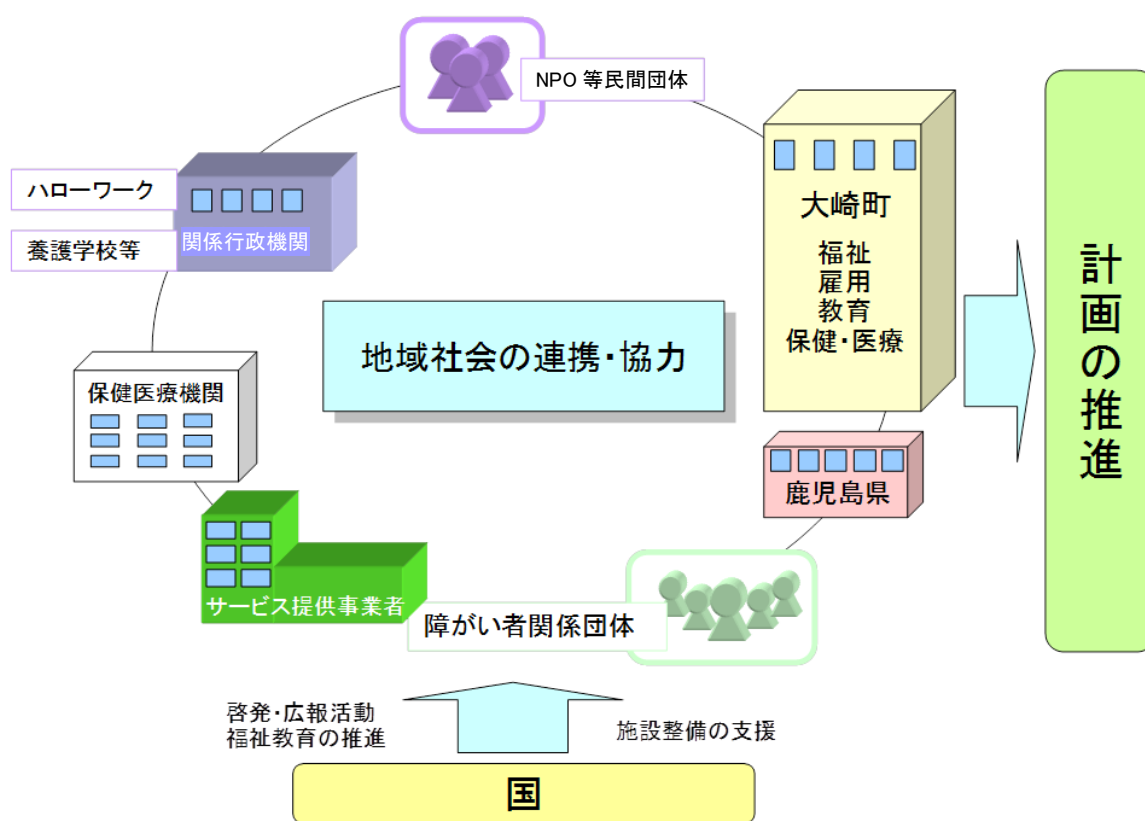
住み慣れた地域で、
誰もが安心していきいきと暮らせるまち

障がいの理解促進	1 啓発・広報の推進
	2 福祉教育の推進
	3 ボランティア活動の推進
差別の解消・権利擁護の推進	1 権利擁護・成年後見制度利用の促進
	2 障がい者虐待防止対策の推進
	3 差別解消の推進
療育・教育環境の充実	1 発達・療育支援環境の充実
	2 幼児、児童、生徒に対する教育の充実
	3 教育相談、就学指導体制の充実
	4 生涯学習の充実
雇用・就業の促進	1 障がいのある方の職業的自立の促進
	2 障がいのある方の雇用機会の拡大の推進
	3 障がいのある方の雇用促進等の支援・援助
	4 職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進
相談支援・福祉サービスの充実	1 相談支援体制の確保
	2 障害福祉サービスの充実
	3 障害児サービスの充実
	4 地域生活移行の推進
	5 地域福祉の推進
	6 専門従事者の養成・確保と障がい者（児）団体の活性化
保健・医療の充実	1 母子保健対策の充実・推進
	2 成人保健対策の充実・推進
	3 医療・リハビリテーションの充実
	4 精神保健対策の充実・推進
	5 障がいの原因となる傷病の予防と対策
	6 専門従事者の養成・確保
情報・意思疎通支援の充実	1 コミュニケーション支援体制の充実
	2 障がい特性に対応した情報提供の充実
安全・安心な生活環境の整備	1 総合的な福祉のまちづくりの推進
	2 住宅環境の整備
	3 公共建築物等の改善
	4 公園等環境の整備
	5 移動・交通対策の推進
	6 防犯・防災及び消費者対策の推進
スポーツ、レクリエーション及び文化の振興	1 スポーツ、レクリエーションの振興
	2 文化活動の振興

4 計画の推進

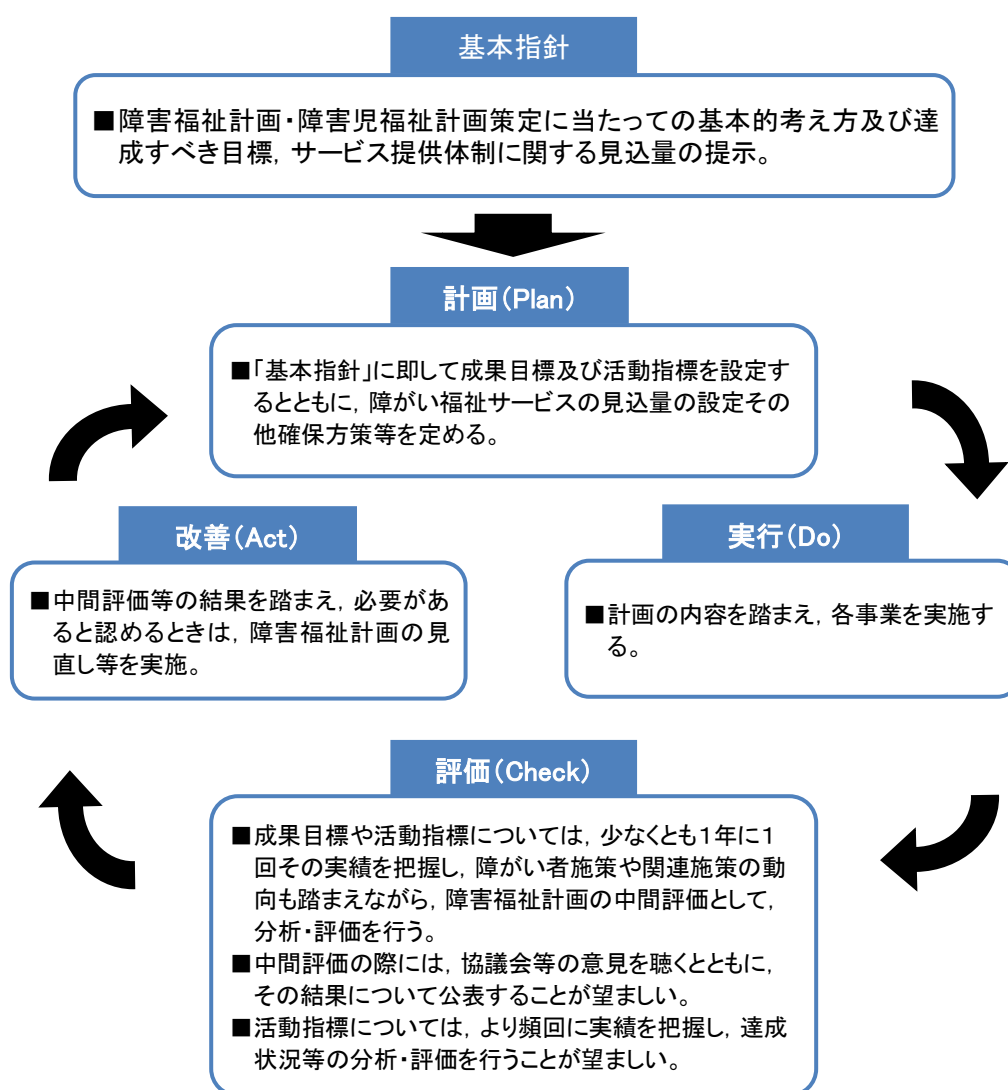
障がい者施策は、啓発・広報、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、生活環境等、広範囲な分野にわたっています。したがって、本計画の推進については、保健福祉課が中心となり、庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、本計画の施策やサービスの実効性を高めるためには、障がい者やその家族、障がい者関係団体、サービス提供事業者、医療機関、就労や介護福祉分野等との連携はもちろん、国や県の関係機関、障がい福祉圏域における広域連携を図りながら、その実現につとめて参ります。



5 計画の点検・管理体制

本計画においては、基本指針に即して定めた目標数値を「成果目標」、各サービスの見込量を「活動指標」とし、PDCAサイクルにより達成状況を評価していくこととします。評価に当たっては、実施状況や利用状況の量的な確認のほか、事業実施に際しての問題点や効果等、質的な事項も取り上げ、効果や課題を総合的にとらえるよう努め、事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。



第4章 障害者計画

1 障がいの理解促進

【現状と課題】

障がいのある方を含むすべての人々にとって住み良い平等な社会づくりのためには、行政が障がいのある方に対する各種施策を実施するだけでなく、社会を構成するすべての人々が障がい及び障がいのある方に対して十分な理解と配慮を持つことが必要です。

すべての障がいのある方が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し得るため、啓発と知識の普及により社会的障壁の除去を図るとともに、情報を収集、整理して提供することが求められます。

障がい及び障がいのある方についての啓発広報は極めて重要であり、町広報誌の利用促進や各種団体との密接な連携を取りながら幅広い啓発活動を推進していく必要があります。

また、福祉の心を育むため、学校、職場、地域社会、家庭等日常生活の場で、自然な形で障がいのある方とふれ合える福祉教育の諸施策を実施するとともに、住民及び障がいのある方自身のボランティア活動を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 啓発・広報の推進

- ① 啓発広報にあたっては、町広報誌等の活用を図り、各関係機関との連携、地域活動等を通して、障がいのある方もない方も共に暮らし、学ぶというノーマライゼーションの理念のもと、「完全参加と平等」の視点に立った住民の意識啓発の促進に努めます。
- ② 障がいのある方の受け入れ体制が十分に整っていない現状を踏まえ、継続的な普及啓発と理解格差の解消に努めます。
- ③ 町民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深め、障がいのある方が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、「障害者週間（12月3日～9日）」「人権週間（12月4日～10日）」「障害者雇用支援月間（9月）」「精神保健福祉普及運動（10月下旬）」等々の意義を町民に理解してもらうための広報を推進します。
- ④ 障害者週間においては、障がいのある方の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携を図りながら、趣旨にふさわしい事業を実施します。
- ⑤ 障がいのある方の自立意識の向上を図り、障がい及び障がいのある方に対する町民の理解を深めるために、自主活動や仲間づくりのイベント等を支援し相互交流を促進します。
- ⑥ 各種保健福祉制度の周知のため、より分かりやすい「保健福祉のしおり」等の作成・配布に努めます。

(2) 福祉教育の推進

- ① 学校教育における福祉教育の推進については、幼少時から障がいのある方や児童・生徒とふれあい、交流活動を支援・促進することにより、「福祉の心」や障がいに対する正しい理解と配慮等を含む人間尊重の精神を育みます。
- ② 学校での総合学習や生涯学習等の機会を活用し、キャップハンディ体験、手話講座等、子どもから大人まで、すべての町民が、障がいのある人に対する理解を深められる取組を推進します。
- ③ 地域における福祉教育の推進については、保健所・各種福祉団体等と連携を取り、職場や地域・家庭等において福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催し、障がいのある方とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

- ① ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会との連携を密にし、ボランティアの普及啓発を行い、会員数の増加に努めるとともに地域住民主導による積極的な参加を促進します。
- ② 学校教育において、児童・生徒のボランティア活動についての理解を深めるとともに、障がいのある方や児童・生徒自身の能力・適性に応じて積極的に地域活動等に参加する機会の確保に努めます。
- ③ 学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体・企業との連携を密にし、ボランティア活動に必要な知識や技術に関する研修等の拡充に努めます。
- ④ 地域のボランティア活動団体等に対して、専門的な情報を提供し、連携を密にしながら、より効果的な取組を追及するよう努めます。
- ⑤ ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

2 差別の解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

共生社会を実現するうえで、基本的人権の尊重と権利擁護は、重要な施策のひとつです。

平成 23 年 6 月に障害者虐待防止法が公布、平成 24 年 10 月に施行され、平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正（公布・施行）では、障がい者を理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障がい者の保護、選挙や司法手続きでの配慮等が義務付けられました。

さらに、平成 25 年 6 月には障害者差別解消法が公布、平成 28 年 4 月に施行され、国・地方公共団体等において、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるなど、障がい者の権利擁護のための法整備が進んできています。また、障害者差別解消法は令和 3 年に改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域住民及び当事者の意識啓発とともに、成年後見人等の育成確保にも取り組んでいく必要があります。

障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合等において、合理的配慮が義務化されています。

今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解の促進、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

（1）権利擁護・成年後見制度利用の促進

- ① 判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を保護支援するために、成年後見制度の利用促進に努めます。
- ② 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や、意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。
- ③ 相談窓口の充実を図り、障がいのある人の権利擁護に努めます。

（2）障がい者虐待防止対策の推進

- ① 家族等の心身の負担軽減等により、障がい児者に対する虐待の相談支援専門員等による未然防止や一時保護に必要な居室の確保、養護者を含めた家族に対する相談等の支援に取り組むとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応が取れる体制の充実を図ります。
- ② 虐待防止法の成立を機に、すべての人が生きやすい社会となるために、地域社会の中で各関係機関との連携をより一層深め、障がいのある方だけでなく高齢者への虐待防止、児童の虐待防止活動、権利保護活動への取り組みを強化していきます。
- ③ 障がい者への虐待に関する通報窓口や相談を行う大崎町虐待防止センターの機能強化、

周知に努めます。

- ④ いかなる人も、障がいのある方に対し虐待をしてはならないことに鑑み、障がいのある方の虐待の防止に係る本町の責務を明確にするとともに、障がいのある方への虐待を発見した人に対し、速やかに関係機関への通報を行うよう周知徹底を図ります。

(3) 差別解消の推進

- ① 日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい者差別解消法に基づく、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や、障がい特性に応じた合理的配慮の提供についての周知・啓発を図ります。
- ③ 町の実施する事務・事業において、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止を徹底し、合理的配慮の提供が円滑に行える体制づくりを推進します。
- ④ 事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障がい者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。

3 療育・教育環境の充実

【現状と課題】

障がいのある児童・生徒の教育については、可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの年齢、障がいの状態や能力、適性等に応じて適切に行い、困難な状態を改善・克服して将来の社会参加と自立を目指す事が必要です。

各種健診の機会を通じて障がいの早期発見をし、適切な相談機関や療育機関につなげていくことが必要です。

すべての町民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒と、可能な限り共に教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムを構築するため、教育の内容及び方法に配慮しながら必要な施策を講じることや、障がいのある児童・生徒並びにその保護者の意向を尊重しながら十分な情報提供を行う必要があります。

教育委員会では、特別支援教育に関する制度や体制づくり等の研修を通して、各学校における指導内容や方法についての改善及び教材教具の工夫に努めるとともに、町障害児就学指導委員会の開催、教育相談事業・各種研修会を実施しています。

今後については、特別支援学級に適正な人材の配置と適切な就学が行われるような施策を推進し、教員の専門性を高めるための研修体制の充実や施設・設備等の充実を図る事が重要です。

社会の中で障がいの有無に関わらず平等に生涯学習の利益を享受し、共に学び活動が出来る社会の実現に向けたノーマライゼーションの構築を図ることが大切です。

【施策の方向性】

(1) 発達・療育支援環境の充実

- ① 障がいの早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制の充実に努めます
- ② 障がいによって生ずる様々なニーズに的確に対応し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら発達・療育支援環境の充実に努めます。

(2) 幼児、児童・生徒に対する教育の充実

- ① 障がいのある児童・生徒を的確に把握し、すべての教職員が正しく理解・認識するため、特別支援教育の充実、就学指導体制を整備、確立します。
- ② 障がいのある児童・生徒の教育における教職員の役割の重要性に鑑み、教育形態に応じた専門的研修を推進し、使命感・職責感の高揚及び、指導力の向上を図ります。

- ③ 障がいのある児童・生徒が、障がいのない児童・生徒や地域社会と交流する学習機会を拡充することで、理解と啓発を深め、両者が共に育つ、地域に開かれ支えられた障がい児教育の充実に努めます。
- ④ 幼児・児童・生徒の多くが言語に遅れがあることから、家庭での取り組みについて保護者の研修の機会を持ちます。また、保護者のサークル活動等に対して、情報提供やその活動を支援します。

(3) 教育相談，就学指導体制の充実

- ① 本町では、小学校6校，中学校1校に特別支援学級を設置するとともに、特別支援学校等とも連携して、障がいの程度に応じた学習を継続して実施していきます。
- ② 保護者の理解と協力を早期から得て就学手続きを円滑に行うため、障がいのある児童・生徒の実態を的確に把握し、特別な教育的対応の必要性について共通の理解を図りながら、本人や保護者の考えを尊重しつつ就学相談を行います。
- ③ 障がいのある児童・生徒を持つ保護者の様々な要望や疑問に応えるよう具体的に検討し、情報の提供に努めます。
- ④ 「いじめ防止基本方針」に則り、発達障害を含む、障がいのある児童生徒の特性を踏まえ、いじめ防止や早期発見等のための適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を行います。
- ⑤ 就学指導担当者には専門的な知識と経験が求められるため、教育委員会において、各種の研修会を開催したり、手引書を作成・配付したりするなどの施策を講じ、担当者の資質の向上を図るとともに、校内就学指導体制を充実させ校内における連携を深めます。
- ⑥ 障害児就学指導委員会の年2回の開催時期について検討を加えながら運営の充実を目指します。
- ⑦ 病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を推進します。

(4) 生涯学習の充実

- ① 障がいのある方が生涯を通じて、健やかで生きがいのある生活を送れるよう、学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体等との連携により、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動等、様々な場面での学習の機会をとらえ、より効果的な生涯学習の取組を追求します。
- ② 公民館、図書館等の生涯学習関連施設の充実と連携強化を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、各種講座等の体系化、指導者やボランティアの育成などを推進し、障がいのある児童・生徒一人ひとりの成長過程に応じた学習機会の拡充に取り組みます。

4 雇用・就業の促進

【現状と課題】

障がいのある方が適正と能力に応じて仕事に就き、社会経済活動に参加することは、社会的に自立し、生きがいのある生活を送るうえで重要な意義を持っています。

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、職業訓練及び職業相談、職業紹介等により多様な就労機会の確保や雇用促進を図るとともに、一般雇用が困難な障がいのある方の就労の場としての就労支援施設等の整備に努める必要があります。

障がいのある方の雇用を進めるにあたっては、障がいのある方自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であるため、障がいのある方の雇用促進についての一層の啓発広報に努める必要があります。

障がいのある方が可能な限り一般雇用に就くことができるように、個々の特性に応じたきめ細かな対策を総合的に講ずることを基本としながら、雇用・就労の場の確保にむけた施策の展開を推進する必要があります。

【施策の方向性】

(1) 障がいのある方の職業的自立の促進

- ① 障がいのある方の職業選択の自由を尊重しつつ、適切な職業に従事できるよう、多様な就業の機会の確保に向けて努力します。
- ② 就労支援については、「おおすみ障害者就業・生活支援センター」で実施していますが、障がいのある方が就労後、職場定着できるようジョブコーチの人材確保に努めます。
- ③ 個々の能力と特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施、その他必要な施策に努めていきます。

(2) 障がいのある方の雇用機会の拡大の推進

- ① 一般的な雇用が困難な障がいのある方に対しては、就労支援施設等の整備や就労の場の確保に努めます。
- ② 障がいの状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援します。
- ③ 民間企業及び町職員の採用については、障害者雇用率制度に基づき、特別枠の障がいのある方の採用、雇用率の目標値設定等による雇用の推進を図るとともに、障がい者が個々に持てる能力を発揮していきいきと活躍できるよう適性に応じた配置に努めるなど、雇用の質の向上に向けた取組を推進します。
- ④ 国・県と連携し、民間企業の活用とノウハウを活かし、障がいのある方の能力を正に評価し、適正な雇用管理を行い雇用の安定を図ることで、雇用機会の拡大を図ります。

(3) 障がいのある方の雇用促進等の支援・援助

- ① 障がいのある方の特性に応じたきめ細かな相談等を行うとともに、民間企業等の活力を活かし、職業能力開発に必要な支援、援助を行います。
- ② 障がいのある方の就労には本人のコミュニケーション能力の向上訓練と共に、作業訓練が必要であり、関係機関と連携し推進していきます。
- ③ 就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりを推進します。
- ④ 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がいのある人に対して、就労に伴う環境変化等による生活面の課題に対して、企業や自宅等への訪問や、連絡調整や指導助言を行う等の就労定着支援を利用することにより、就労定着への支援に努めます。

(4) 職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進

- ① 就職を希望する障がいのある方等に対しては、ハローワーク（公共職業安定所）への紹介等を推進します。
- ② ハローワーク等が実施する障がいのある方への特別相談、巡回職業相談や障害者社会復帰連絡会議の開催等に積極的に協力し、周知広報・参加促進を図ります。

就業継続支援とは・・・一般的な事業所で働くことが難しい障がい者に向けた就業訓練や生産活動を支援するサービス

就業継続支援A型

【就労メイン】

- ・事業所との雇用契約を結ぶ
- ・就業可能だが、雇用がない方向け
- ・最低賃金以上の給与が発生

就業継続支援B型

【訓練・リハビリ】

- ・事業所との雇用契約は結ばない
- ・現時点で一般企業での就業が困難な方向け
- ・作業分に応じた報酬の支払い

5 相談支援・福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある方の増加や高齢化、障がいの重複化が進んでいる状況において、障がい者福祉の増進を図り、障害福祉サービスや障がいのある方の自立と社会参加を促進する各種施策を実施する必要があります。

平成 18 年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まり、平成 25 年には障害者総合支援法が施行され、障がいのある人の範囲に発達障がい者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。

令和 7 年 10 月から、就労選択支援のサービスが新たに障害福祉サービスとして追加されます。

今後は、障がいのある人の日常生活の安定と質の向上を図るとともに、重症心身障がい児の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していく必要があります。

また、子どもの成長・発達に合わせた一人ひとりの障がいのある子どもに対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 相談支援体制の確保

- ① 障がいのある人や家族が必要とする指導助言を受けることができるよう、行政や障がい者相談支援事業所に相談窓口の充実に努めます。また、その周知を図るとともに、多様な機会を活用した相談受付を行います。
- ② 各相談窓口及び関係機関の連携を図り、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる総合的な相談支援体制の強化を図ります。
- ③ 障がいのある人やその家族等からの相談を受付ける職員をはじめ、相談支援員、民生委員等に対し、障がいに関する知識の向上や相談に対する姿勢等を学ぶ機会の充実に努めます。

(2) 障害福祉サービスの充実

- ① 在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実に努めます。

- ② 日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。
- ③ 障がいの状態や生活状況等に応じて、障害者施設や共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。
- ④ 障がいのある人が自己選択・自己決定ができるように必要とするサービスを提供する事業所との連携を図り、地域生活を支援する拠点の整備を含む、基盤強化を図ります。

(3) 障害児サービスの充実

- ① 障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行えるよう、家族等が障がいへの理解を深めるための相談体制の充実や、就学前後を通じて円滑な療育支援に取り組みます。
- ② 障がい児やその家族を含め、全てのこどもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、障がい児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障がい児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障がい児の保育所での受入れを促進します。
- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。
- ④ 障がい児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児（者）について、居宅介護や短期入所、児童発達支援等により、在宅支援の充実に努めます。
- ⑤ 児童発達支援センターについては、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的療育施設として、地域や障がい児の多様なニーズに対応する機関としての体制整備を図ります。
- ⑥ 子どもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障がい児においても、こどもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進する。

(4) 地域生活移行の推進

- ① 地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、地域生活移行への意向の把握やグループホームでの生活体験、障がいのある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。
- ② 障がいのある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりに努めます。
- ③ 地域で生活する障がい者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行います。また、地域生活支援拠点等については、緊急時の受け入れ・対応や体験の機会・場の提供などの役割を担います。
- ④ ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

(5) 地域福祉の推進

- ① だれもが家庭や住み慣れた地域での生活を営めるように、在宅福祉を中心とした福祉サービスの総合的な推進に努めるとともに、障害福祉サービスの介護給付費を含め、地域生活支援事業に係る周知を積極的に行います。
- ② 地域福祉活動を推進する社会福祉協議会が中心となり、町民の積極的な参加と協力を得ながら、近隣保健福祉ネットワークの充実に努め、障がいのある方や高齢者等、援護が必要な方達に対する福祉・介護サービスを適時・適切に提供できる体制整備を図ります。

(6) 専門従事者の養成・確保と障がい者（児）団体の活性化

- ① 福祉サービスの質的向上を図り、円滑なサービス提供を行うため、介護福祉士、社会福祉士等の確保を県や各種福祉団体に働きかけ、身体障がい者相談員等の活動の活性化を促進します。
- ② その地区障がい者等基幹相談支援センターにおいて、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等からの相談を総合的に実施できるように、それぞれの相談支援専門員を配置した人員体制の確保に努めます。
- ③ 障がいのある方への施策を展開するうえで障がい者団体の果たす役割は非常に大きいことから、障がい者団体が実施する各種事業の活性化に努めます。

6 保健・医療の充実

【現状と課題】

障がいの原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

障がいのある方の高齢化が進む中で生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実が求められています。

障がいのある方や難病を患っている方々が地域において、性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられる体制づくりが必要です。

また、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、退院後も地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない支援を促進します。

社会的にも問題となっている自殺・ひきこもり・心的外傷後ストレス障害（PTSD）等への取り組みやこれまで必ずしも十分な支援がなされていなかった高次脳機能障がいや自閉症等の発達障害についても、施策の充実が求められています。

心身障がいの発生予防・早期発見のために、母子保健対策の充実と早期療育を進める必要から、諸関係機関との連携を図るとともに、障がいの原因究明のための各種研究を推進し、その成果を生かした発生予防・早期発見・早期治療・根本的治療のための各種対策の一層の充実を図る必要があります。

障がい発生の初期段階で、本人及び家族に対して障がいの軽減に係る各種サービスの紹介、精神的な支援のための相談指導体制の強化が求められます。

町民総ぐるみによる健康づくりをはじめとして、ライフステージに応じた保健対策の充実を図り、障がいを未然に防ぐことが必要です。

【施策の方向性】

（1）母子保健対策の充実・推進

- ① 障がいの発生予防・早期発見のために、ハイリスク母子保健訪問指導を行います。
- ② 妊産婦、新生児や障がいのある乳幼児・児童・生徒について健康教育・健康指導及び健康診査や電話相談等を行うとともに、予防接種の適切な実施等に努めます。
- ③ 乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会・広報等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識・危険因子・予防対策等の普及啓発に努めます。

(2) 成人保健対策の充実・推進

- ① 職場や医療機関との連携を強化し、地域ぐるみで生活習慣病等の疾病予防、早期発見・早期治療、健康増進等に関する啓発活動を推進します。
- ② 適正な栄養・運動・休養等、健康的な生活スタイルの確立のため、積極的な健康づくりを推進します。
- ③ 後遺症として肢体不自由・視覚障害及び様々な内部障害をきたす脳血管疾患、高血圧や骨粗鬆症、糖尿病等の生活習慣病の予防のため、健康診査等の適切な実施や疾病等に関する健康相談、健康教育活動を推進します。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

- ① 医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うにあたっては、医療的なケアは施設での対応は難しい面があるものの、障がいのある方が身近な場所で受けられるよう必要な施策を実施し、その人権を十分に尊重します。
- ② 子ども医療費・重度心身障害者医療費・ひとり親家庭医療費等の公費助成を引き続き実施し、早期治療の徹底を図ります。
- ③ 障がいのある方の自立を援助するため、訪問看護・リハビリテーション・訪問指導等の在宅サービスの充実を図ります。
- ④ 障がいのある方自身や家族等の関係者に対して、合併症や日常生活における留意事項等、必要な知識の普及を図ります。
- ⑤ 疾病や負傷等で、在宅で寝たきりやこれに準ずる状態にある高齢者や重度の障がいのある方に対し、介護保険サービスや障害福祉サービス等、町が主体となった事業を実施します。
- ⑥ 障がいのある方の健康保持増進と適切な医療サービスが提供されるよう関係機関との連携を密にするとともに、休日や夜間の救急医療体制のより一層の充実を図ります。

(4) 精神保健対策の充実・推進

- ① 精神障がい者に適切な受療の機会を提供し、継続的に支援するため、関係機関等の連携を図り、精神障がい者が社会参加しやすい環境整備に努めます。
- ② 精神障がい者が、地域の中で住民の一人として生活が送れるように、行政機関はもとより、各福祉サービス事業所、民間企業、地域住民代表等が意見交換を積極的に進めて、課題解決に向けて取り組みます。
- ③ 各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といった個々の生活の場における心の健康について、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、保健センター等における精神保健相談や援助体制の充実にも努めます。また、精神疾患の予防と早期発見の機会の確保・充実を図ります。
- ④ 精神障がい回復者の段階的な社会参加を支援するために、社会復帰訓練のあり方等を研究・検討します。

- ⑤ 中高年のうつ病や妊産婦の産後うつ病等の心の健康問題に関して、スクリーニングを実施する等、早期の対応を図るための取り組みを進めます。
- ⑥ 精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図るとともに、精神障がい者家族会等による啓発活動等に対し支援を行います。また、身近な地域で、必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、精神障がい者を地域で支える体制づくりに努めます。

(5) 障がいの原因となる傷病の予防と対策

- ① 障がいの原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を実施します。
- ② 障がいの原因となる難病等の予防及び治療が困難である場合には、障がいの原因となる難病等の調査及び研究に協力するとともに、難病等に係る障がいのある方に対する施策をきめ細かく推進するよう努めます。

(6) 専門従事者の養成・確保

- ① 保健医療対策の推進にあたっては、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保のため、理学療法士、作業療法士、看護職員等の専門従事者の養成・確保に努めます。

7 情報・意思疎通支援の充実

【現状と課題】

だれもが地域の一員として社会参加していくため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいに応じた情報取得やコミュニケーション手段の確保に係る施策を推進する必要があります。

視覚・聴覚障害のみならず、障がい特性や必要性に応じた、わかりやすく的確な情報提供に努めていく必要があります。

なお、近年では、情報通信技術の進展が障がいのある人の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用が必要となっています。

【施策の方向性】

(1) コミュニケーション支援体制の充実

- ① 障がい者が生活に必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるよう、障がいの特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。
- ② 社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体等と協力し、コミュニケーション支援を必要とする視覚・聴覚障がい者に対する手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成・確保に努めます。
- ③ ICT（情報通信技術）を活用した意思疎通支援・情報入手手段の普及に努めます。

(2) 障がい特性に対応した情報提供の充実

- ① 障がいのある人が、必要な情報を自ら選択できるように、障がいによる情報の格差を生む様々な社会的障壁を取り除き、自立生活、社会参加を推進するための情報提供を図ります。
- ② 点字、音声、字幕などによる視覚・聴覚障がい者に対応した情報提供の充実を図ります。また、公共施設等における障がい特性に対応した誘導・案内表示の充実を図ります。
- ③ 災害発生時に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

8 生活環境の充実

【現状と課題】

「障がいのある方とともに歩む地域づくり」を推進するためには、地域社会における、障がいのある方への正しい理解と配慮が必要です。

すべての障がいのある方は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、障がいのある方が地域社会において安定した生活を営めるよう、地域社会において他の人々との共生が妨げられないことが重要となります。

建築物・道路・公園・交通機関等における障害物の除去と情報収集・コミュニケーションについてのハンディキャップの軽減等は、障がいのある方の自立と社会活動への参加を促進するための基礎的な条件であり、行政、民間事業者、町民が一体となって理解を深め、協力して取り組む必要があります。

本町では、公的機関が管理する建築物等の出入り口のスロープ化や自動ドア処置等の整備を行い、歩道の拡幅や段差解消等を進め通行の安全を確保する等、障がいのある方や高齢者が住みやすい町づくりに努めてきました。

今後においても、建築物のバリアフリー化や住宅整備、移動・交通対策等において、各関係者の理解と協力を得ながら障がいのある方の利用しやすい生活環境の改善に努める事が重要です。また、建築物・道路等の生活環境の改善は、障がいのある方だけでなく高齢者をはじめ住民にとっても必要なことであるとの観点から住民全体の問題としてとらえ、関係者の理解と協力を得ながら、一層の推進を行う必要があります。

障がいのある方の交通安全対策、交通手段の確保、移動支援対策については、関係機関や住民の理解と協力を得られるように努めることが重要です。

【施策の方向性】

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

- ① 建築物や道路等、公共的施設の整備改善を行うハード面の整備の充実を図るとともに、町民全体が福祉環境整備の必要性を理解し、積極的に支持・協力するような意識の高揚を図るなどソフト面での取り組みを推進します。

(2) 住宅環境の整備

- ① 公営住宅の改造にあたっては、車いす使用者の通行幅の確保、段差解消、手すりやスロープの設置等、バリアフリー化により利用者の安全確保に配慮するとともに、プライバシーをバランスよく守っていく町営住宅等の整備に努めます。

- ② 個人住宅の整備については、障がいのある方が地域で自立した日常生活を送るために、住宅改修費給付事業や社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度について周知・活用を図るとともに、障がいのある方向け住宅の整備・改造に対する情報提供や援助・助言に努めます。

(3) 公共建築物等の改善

- ① 公共施設の整備については、出入り口、廊下、トイレ等についてスロープ化や手すりの設置等、障がいのある方に配慮した措置を講じます。
- ② 建築物の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、高齢者や障がいのある方が支障なく安全・快適に利用できる建築物の整備を促進します。
- ③ 不特定多数の方が利用する民間建築物については、障がいのある方等にとって円滑に利用できるものとなるよう、バリアフリー新法に基づく基準、税制上の特別措置等を建築主、建築士等関係者に周知し、バリアフリー化を促進します。
- ④ 本町が新たに設置する公共施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設については、障がいのある方が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図ります。
- ⑤ 公共交通事業者等における障がい者に対する適切な対応の確保に向け、従業員への接遇ガイドライン等の普及・啓発やガイドラインを活用した教育訓練の促進を図るなど、「心のバリアフリー」をはじめソフト面における公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

(4) 公園等環境の整備

- ① 公園等の整備にあたっては、施設のバリアフリー化を推進し、障がい者用トイレ、水飲み場の設置、障がい者用の駐車スペース等の確保に配慮します。

(5) 移動・交通対策の推進

- ① 道路については、関係機関・団体及び道路管理者等の協力を得て、幅の広い歩道や段差の解消、障害物の除去等による歩行空間の確保を図ります。
- ② 障がいのある方の屋外での移動を容易にするため、移動支援事業、自動車改造費助成事業、社会福祉協議会が実施する移送サービス事業、盲導犬の給付等各種援助策の利用を促進します。
- ③ 自宅から施設までの送迎の要望については、時間的にも人員的にも個々への対応や区域拡大は難しいという課題があるため、移動の新たな援助策の検討・研究に努めます。

(6) 防犯・防災及び消費者対策の推進

- ① 障がいのある方に防犯・防災に対する意識を向上させるとともに、非常事態に必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、近隣住民には事故・災害時等における障がいのある方への援助に関する知識の普及に努めます。
- ② 緊急時における通報体制については、ファックス110番・緊急通報装置・火災警報機・自動消火器等の使用要領の周知を図るとともに、警察署や交番に設置されているファックスやパソコンを活用し、地域安全ネットワークの構築に努めます。
- ③ 防災体制については、水害・土砂災害の発生に備えて、避難所マップの周知を図るとともに、防災マップを見直し、避難体制の充実と警戒避難体制の強化に努めます。
- ④ 住民による自主防災組織の活動強化を図り、地域防災リーダーの育成に努めるとともに、緊急時に迅速な対応が取れるよう、消防機関等の各関係機関の更なる連携強化に努め防災ネットワークの充実を図ります。
- ⑤ 障がい者に対する避難支援などの充実を図るため、地域防災計画等の各種計画に基づき、福祉や防災などの関係者が連携して必要な体制整備を推進します。
- ⑥ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリーに配慮するとともに、必要な福祉避難所の確保、避難所における障がい特性に応じた支援と合理的配慮の促進や、福祉避難所への直接避難の検討等、必要な体制の整備を促進します。
- ⑦ 定期的に関係機関による防災訓練や防災講演会などの実施等に努めるとともに、以下の点に留意した地域防災計画の見直しに努め、障がいのある方への防災に関する知識の普及に努めます。
 - ・災害時における障がいのある方の避難誘導體制
 - ・迅速かつ確かな情報伝達
 - ・避難所等における障がいのある方に対する配慮
 - ・被災した障がいのある方の実態把握と支援体制
 - ・物資の供給体制やマンパワーの応援体制
 - ・関係自治体の応援
 - ・障がい者関係団体やボランティアとの連携体制
- ⑧ 障がいのある方の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるように、事業者が適切な方法による情報の提供等に努めるよう支援します。
- ⑨ 障がいのある方の意思決定の支援に配慮しつつ、障がいのある方及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障がいのある方の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に広く利用されるよう周知広報と相談体制の強化拡充を図ります。

9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【現状と課題】

すべての障がいのある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを目指す上で、文化芸術活動及びスポーツ・レクリエーション活動等を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与する必要があります。さらに、スポーツ・レクリエーション活動等については障がいのある方の体力の向上、健康増進という観点からも大きな意義があります。

障がいの有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等に親しめる機会を提供し、一層の普及を図ることで、仲間との交流や各種大会への参加等、生きがい対策としても多大な効果が期待されます。

【施策の方向性】

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

- ① 障がいのある方のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、社会教育・社会体育施設の障がいのある方の利用に配慮した設備の整備・改修に努めるとともに、障がいのある方を対象としたスポーツ・レクリエーション及び文化活動事業等の研究に努めます。
- ② 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ・レクリエーション指導員等の積極的な育成を図ります。
- ③ 障がい種別や障がい程度を越えた障がいのある方同士の交流や町民との交流の促進が図られるよう、小規模な障がい者スポーツ大会についても開催に向けて積極的に関係団体と協議を進め、機会の確保に努めます。

(2) 文化活動の振興

- ① 障がいのある方の文化活動の振興を図るため、生涯学習への参加を促進し、音楽、絵画、演劇、書道等の文化活動や各イベント等への作品展示の推進を進め、文化活動への参加機会の確保に努めます。
- ② 施設、設備その他の諸条件の整備を図り、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を実施します。
- ③ 小・中学校・特別支援学校等において、文化芸術活動団体による実演芸術の公演により、子どもたちに対し文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供します。
- ④ 読書バリアフリー法等を踏まえ、公共図書館、学校図書館等が連携を図りながら、障がい者の読書環境の整備を促進します。

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針

国が示した「基本指針」では、市町村及び都道府県は、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとされています。

国 基本指針（基本的理念）

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組

2 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

（1）障害福祉サービス

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

（2）相談支援

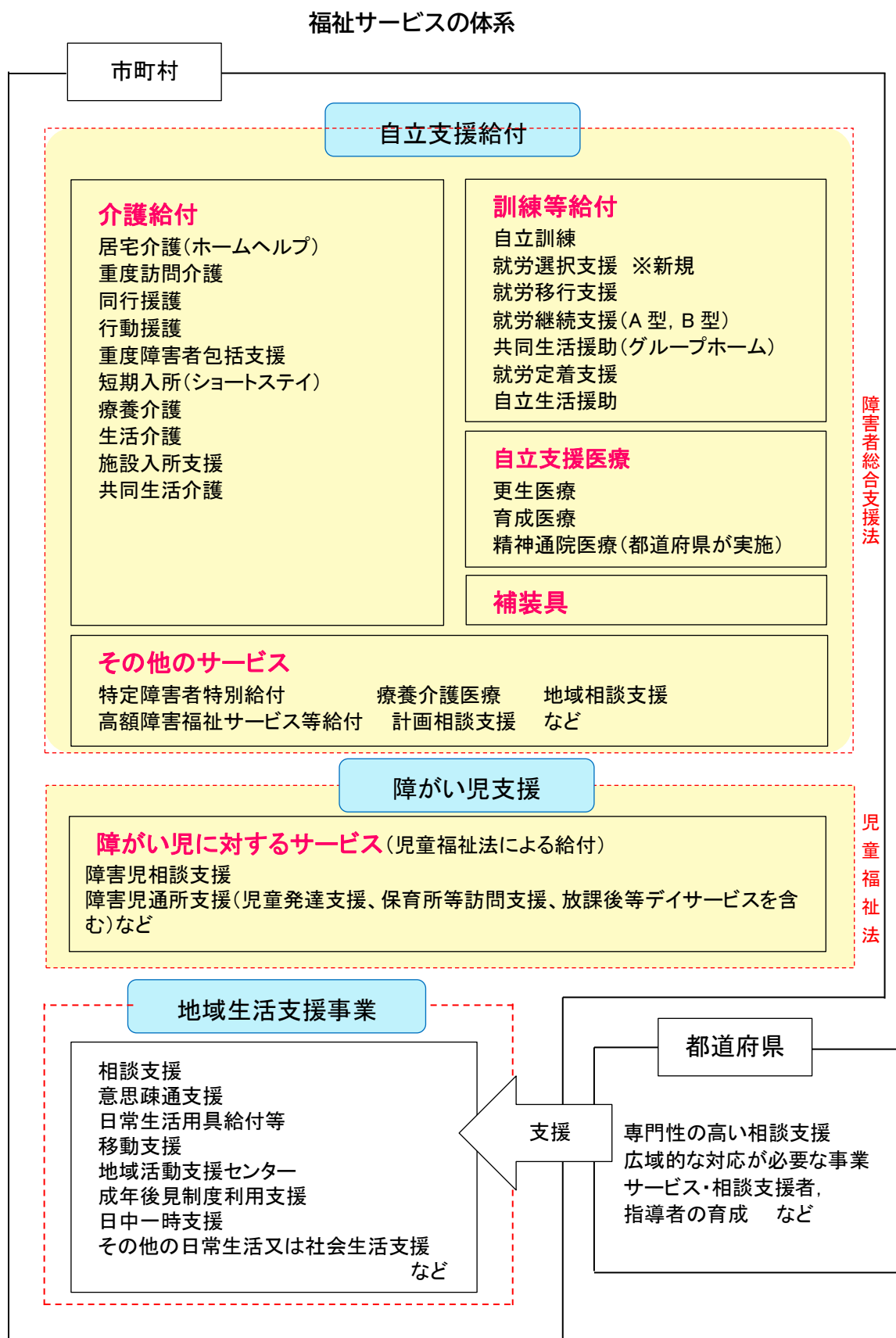
障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を目指します。

（3）障がい児の支援

障がい児支援については、障がい児及びその家族に対し、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。

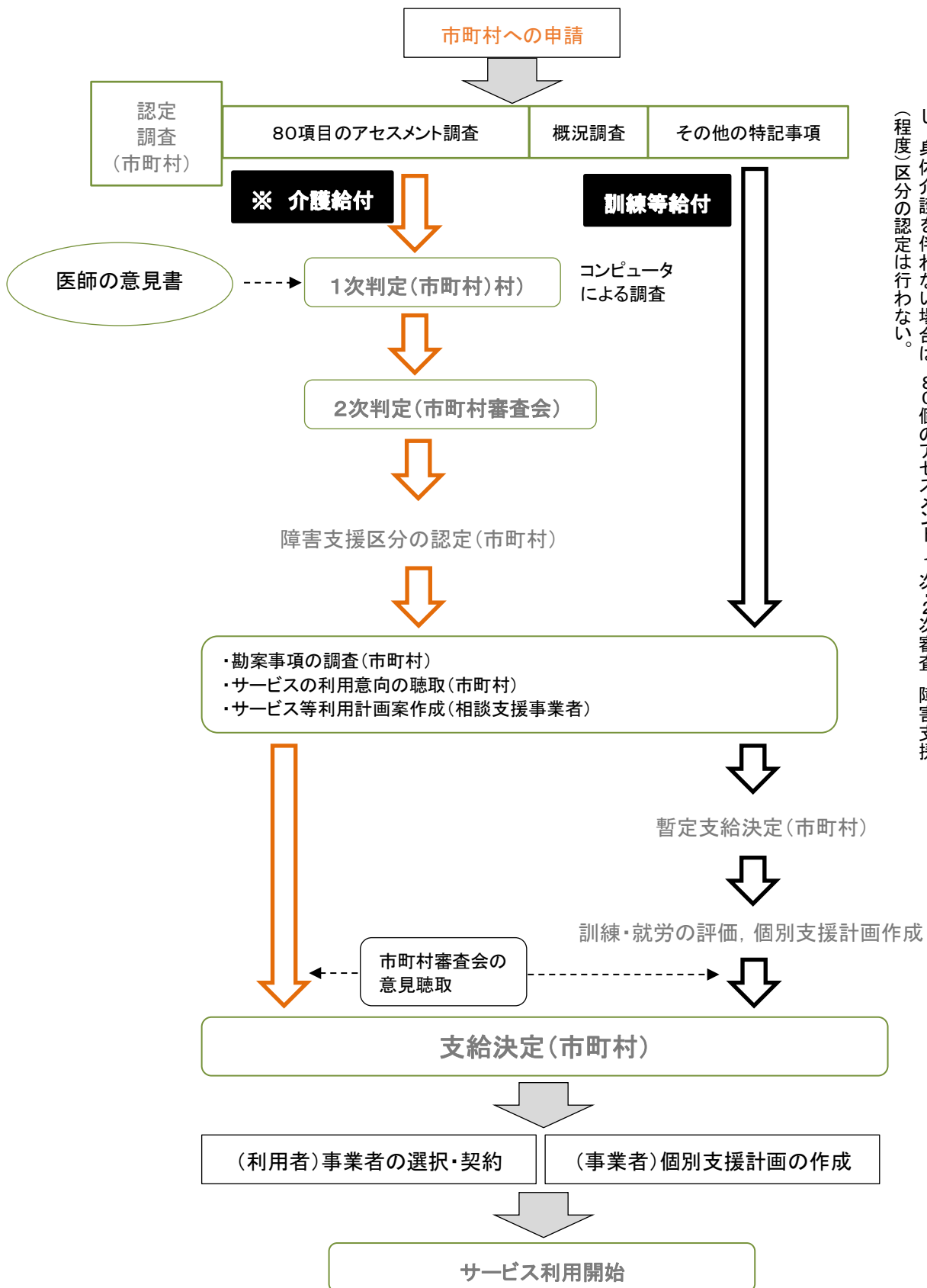
3 サービスの概要

(1) サービスの体系



(2) サービス利用の流れ

申請からサービス利用までの流れ（介護給付・訓練等給付）



4 障害福祉サービス等に関する数値目標

障がい者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本方針及び本町の実情を踏まえて数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
本町の数値目標の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。 ②令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末の施設入所者数から5%以上減少させることを目指します。

	項目	基準値	目標値
目標値	地域移行者数	令和4年度末時点 施設入所者数 51人	令和8年度末までに 4人(7.8%移行)
	施設入所者数		令和8年度末時点で 48人(5.9%削減)

(2) 地域生活支援の充実

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ①令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ②令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めることを基本とする。
本町の指針	<ul style="list-style-type: none"> ①地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討します。 ②令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

	項目	基準値	目標値
目標値	地域生活支援拠点等の数	令和4年度末時点 0か所	令和8年度末までに 1か所以上
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数	—	年1回以上

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

<p>国の基本指針</p>	<p>①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指すことを基本とする。</p> <p>④就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すことを基本とする。</p> <p>⑤就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>⑥就労定着支援事業所の利用者数については、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p>
<p>本町の成果目標の考え方</p>	<p>①令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数について4人を目標とします。</p> <p>②～④本町の実情を考慮し、一般就労への移行者については就労移行支援事業からの移行を1人、就労継続支援A型利用者からの移行を2人、就労継続支援B型利用者からの移行を1人見込みます。</p> <p>⑤就労移行支援事業を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。</p> <p>⑥・⑦就労定着支援事業を実施する事業所と連携し、目標達成を目指します。</p>

	項目	基準値	目標値
目標値	福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度 1人	令和8年度 4人
	就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	令和3年度 1人	令和8年度 1人
	就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数	令和3年度 0人	令和8年度 2人
	就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数	令和3年度 0人	令和8年度 1人
	就労定着支援事業の利用者数	令和3年度 1人	令和8年度 2人

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

(4) - 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針	<p>①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
本町の 成果目標の 考え方	<p>①児童発達支援センターは圏域での設置を目指します。</p> <p>②令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指します。</p>

	項目	基準値	目標値
目標値	児童発達支援センター	令和4年度末時点 0か所	令和8年度末までに 1か所以上
	保育所等訪問支援事業所の数	令和4年度末時点 0か所	令和8年度末までに 1か所

(4) - 2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
本町の 成果目標の 考え方	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを目指します。

	項目	基準値	目標値
目標値	主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数	令和4年度末時点 0か所	令和8年度末までに 1か所以上
	主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	令和4年度末時点 0か所	令和8年度末までに 1か所

(4) - 3 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<p>国の基本指針</p>	<p>各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
<p>本町の成果目標の考え方</p>	<p>令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。</p>

	項目	基準値	目標値
<p>目標値</p>	<p>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の開催回数</p>	<p>令和4年度 0回</p>	<p>年1回</p>
	<p>地域の相談支援事業者に対する研修の開催回数</p>	<p>令和4年度 0回</p>	<p>年1回</p>

(5) 相談支援体制の充実・強化等

<p>国の基本指針</p>	<p>①令和8年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努めることを基本とする。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
<p>本町の 成果目標の 考え方</p>	<p>①令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置します。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を目指します。</p>

	項目	基準値	目標値
<p>目標値</p>	<p>地域の相談機関との連携強化のために行う会議等の開催</p>	<p>令和4年度 27回</p>	<p>年10回以上</p>
	<p>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</p>	<p>令和4年度末時点 1人</p>	<p>令和8年度末までに 1人</p>

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

<p>国の基本指針</p>	<p>①令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。</p>
<p>本町の 成果目標の 考え方</p>	<p>①令和8年度末までに本町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を目指します。</p>

5 障害福祉サービス等に関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

【サービスの内容】

障がい者が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

障がい者のニーズ把握に努め、相談支援事業所と協議しながら必要かつ適正なサービスが受けられるように努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	116	128	157	164	164	164
人/月	7	10	10	10	10	10

※ 時間/月：月間のサービス提供時間（以下、同じ）

※ 人/月：月間の利用人数（以下、同じ）

②重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

日頃から、対象者が利用できる事業所の情報収集に努め、必要なサービスがすぐに受けられるような体制づくりに努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	50	259	359	267	267	267
人/月	1	2	2	2	2	2

③同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

必要とする障がい者の希望や状況を見極め、必要なサービス事業への把握や必要なサービス実施の必要性について検討します。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	18	52	53	32	32	32
人/月	1	1	1	1	1	1

④行動援護

【サービスの内容】

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

必要とする障がい者の希望や状況を見極め、必要なサービス事業への把握や必要なサービス実施の必要性について検討します。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び就労継続支援を包括的に行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

今後のサービス需要の有無を見極めつつ、関係団体やサービス事業者、相談員等からの情報をもとに、サービス実施の必要性について検討します。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする方に、主に昼間、障がい者支援施設などにおいて行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

町内及び町外に所在する事業所を対象に、必要見込量の確保に努め、また、利用者のニーズに対応する事業所の把握に努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,332	1,291	1,299	1,314	1,314	1,314
人/月	64	63	64	64	64	64

※ 人日/月：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（以下、同じ）

②自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

町の広報誌、ホームページ等により、障害福祉サービスについて周知を行うとともに、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割や、地域生活移行者の地域定着支援としての役割も担っていることから、町内及び近隣に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていきます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	41	27	41	34	34	34
人/月	2	2	3	2	2	2

④就労選択支援

【サービスの内容】

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【見込量の考え方】

事業所に対するニーズ調査や現在の就労状況等から、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

新たなサービスで、ニーズが不確定なため、見込量を若干名設定します。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	—	—	—	—	3	3

⑤就労移行支援

【サービスの内容】

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者など、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

長期入院者、施設入所者、家族、医療機関及び福祉施設等に対して、その地区障害者基幹相談支援センターの協力を得ながら、地域移行や就労移行を図ります。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	67	39	0	43	43	43
人/月	3	2	0	2	2	2

⑥就労継続支援（A型）

【サービスの内容】

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

サービス利用者への最低賃金の確保が必要であるため、運営面での工夫が必要となりますが、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保や、一般就労への準備段階として重要な事業であることから、利用可能な事業所の情報収集に努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	66	74	113	89	89	89
人/月	3	7	5	5	5	5

⑦就労継続支援（B型）

【サービスの内容】

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

県や障害者職業センター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関との連携を強化し、就労支援ネットワークの構築・強化に努めながら必要な事業所の利用につなげていきます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,036	1,165	1,264	1,286	1,286	1,286
人/月	57	63	67	70	70	70

⑧就労定着支援

【サービスの内容】

一般就労している障がい者が職場に定着できるよう、生活面を含め、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【見込量の考え方】

障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数・就労定着者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

そお地区障害者等基幹相談支援センター、各指定特定相談支援事業所等と連携を強化し、障がい者の就労に関する支援を強化するとともに、就労定着できる体制を整備します。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	1	1	0	1	1	2

⑨療養介護

【サービスの内容】

医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

重症心身障がい者等に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の参入を図ることが難しいため、県内の療養介護医療施設の情報収集に努め、必要なサービス量を確保します。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	8	8	9	8	8	8

⑩短期入所（福祉型）

【サービスの内容】

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所が必要な障がい者を施設に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

各事業所の協力を得ながら、途切れのないサービスによる支援ができる体制の構築に努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	32	41	49	42	42	42
人/月	4	5	5	5	5	5

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【サービスの内容】

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めるとともに、サービスの提供に向けて、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	2	1	0	1	1	1

② 共同生活援助

【サービスの内容】

就労、または就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人が、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者の地域生活への移行時における共同生活援助の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者について個別に利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

町内及び近隣に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていくとともに、施設整備補助等に関する情報提供や関係機関との調整など、可能な支援を検討します。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	21	23	25	25	26	27

共同生活援助利用者のうち重度障がい者の利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

③施設入所支援

【サービスの内容】

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【見込量の考え方】

本町内の全ての施設で入所待機者がいる状況であり、一定の需要はありますが、施設入所からの地域移行を進める観点から利用者の減を見込みます。

令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案し、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

障がい者の地域生活への移行について地域住民の理解を深めるとともに、施設入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを優先しながら、入所施設の選定に努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	52	51	50	50	49	48

(4) 相談支援

①計画相談支援

【サービスの内容】

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズを勘案して、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	35	34	36	35	36	37

②地域移行支援

【サービスの内容】

施設入所の障がい者及び入院中の精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

入院や入所している障がい者の退院・退所後の地域での生活の不安を解消するため、スムーズに地域生活へ移行できるよう、関係部署と連携し、退院者・退所者を重点的に支援します。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	1

③地域定着支援

【サービスの内容】

一人暮らし等の障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

身近な地域で相談支援が受けられるようにするため、研修等を通じて、相談支援事業所の理解・協力を得られるように努めます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0

(5) 障がい児支援

①児童発達支援

【サービスの内容】

日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ，平均的な一人当たりの利用量等を勘案して，利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

定期健診での見極めや，関係機関との連携により，支援の必要な児童の早期発見と療育へのつなぎを行います。

また，事業所との連携による支援の充実を図ります。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	104	113	89	107	107	107
人/月	26	26	23	26	26	26

②放課後等デイサービス

【サービスの内容】

学校の授業終了後や学校の休校日に，児童発達支援センター等の施設に通い，生活能力向上のために必要な訓練や，社会との交流の促進等の支援を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ，平均的な一人当たりの利用量等を勘案して，利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

今後もサービスの周知や早期療育への発見とつなぎを行うとともに，支援の充実について事業所との連携を図ります。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	161	178	244	230	248	248
人/月	18	20	25	25	27	27

③保育所等訪問支援

【サービスの内容】

保育園等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

児童の保護者や保育所等への制度周知に努め、支援の充実を図ります。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1	1	1	1	1	1
人/月	1	1	1	1	1	1

④障害児相談支援

【サービスの内容】

障がい児が障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、また障害児通所支援等の利用者数の見込み等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

ケース検討や研修等を通じて相談支援事業所の職員のスキルアップとサービス事業所との連携を図ります。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	12	10	13	13	13	13

(6) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にあります。障害者通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

【サービスの内容】

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するサービスです。

【見込量の考え方】

地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修等に関して、相談支援事業所へ周知を行い、参加を促すことで町内における医療的ケア児等コーディネーターの養成・人材確保を推進します。

また、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進します。

コーディネーターの配置人数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	1	1	1	1	1

(7) 発達障がい者等に対する支援

【見込量の考え方】

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントプログラム及びペアレントトレーニングの開催回数の見込みを設定します。

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。

現状のピアサポートの活動状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

ペアレントプログラムの開催回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	0	0	1

ペアレントトレーニングの開催回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	0	0	1

ペアレントメンターの人数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	0	0	0	1

ピアサポート活動の実施回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	0	0	1

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見込量の考え方】

市町村ごとの保健，医療及び福祉関係者による協議の場を通じて，重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる，協議の場の一年間の開催回数，保健，医療及び福祉関係者の参加者数，協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。市町村ごとの保健，医療及び福祉関係者による協議の場を通じて，重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる，保健，医療，福祉，介護，当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては，精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。

現に利用している精神障がい者の数，精神障がい者等のニーズ，入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数，入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援又は共同生活援助，自立生活援助，自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して，利用者数の見込みを設定します。

保健，医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	0	0	1

保健，医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/回	0	0	0	0	0	1

保健，医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	0	0	1

精神障がい者の地域移行支援利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	1

精神障がい者の地域定着支援利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	1

精神障がい者の共同生活援助利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	8	9	9	10	10	10

精神障がい者の自立生活援助利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1

精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	2	3	2	3	3	3

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【見込量の考え方】

基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数，地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数，地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数，個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数，協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

基幹相談支援センターの設置の有無

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	有	有	有	有	有	有

地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	12	18	11	27	30	30

地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1	11	2	6	6	6

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	1	11	2	12	12	12

個別事例の支援内容の検証の実施回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	6	5	6	6	6

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	1	1	2	2	2	2

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	6	5	6	6	6

協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	8	8	8	9	10	10

協議会の専門部会の設置数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	5	5	3	4	4	5

協議会の専門部会の実施回数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	6	21	24	30	30

(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【見込量の考え方】

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	10	10	10	10	10	10

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	有	有	有

6 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施しています。地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に規定されており、実施が義務付けられている「必須事業」と、地域の特性を考慮して町の判断で実施する「任意事業」があります。各事業の現状を踏まえ、本町が実施する各事業の内容と給付実績、見込量は以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(11) 日中一時支援事業
	(12) 訪問入浴サービス事業
	(13) 更生訓練費給付事業
	(14) 自動車改造費助成事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

①理解促進研修・啓発事業

【サービスの内容】

地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

事業実施に向けて検討を進めていきます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

【サービスの内容】

障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

事業実施に向けて検討を進めていきます。

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	有	有	有

(3) 相談支援事業

【サービスの内容】

障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

地域で障がい者を支えるネットワーク構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で構成する「その地区自立支援協議会」により、中立・公平な相談支援事業を実施し、障がいがある人の地域生活を支援するため、地域で障がい者（児）を支えるネットワークの連携を強化します。

①障害者相談支援事業

実施箇所数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	1	1	1

基幹相談支援センター設置の有無

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	有	有	有	有	有	有

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	574	386	285	300	300	300

※令和5年度は12月末時点の実績値

②基幹相談支援センター等機能強化事業

実施の有無

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	有	有	有	有	有	有

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1	1	1	1	1	1

③住宅入居等支援事業

実施の有無

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	有	有	有	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い、利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

権利擁護と成年後見制度利用促進を図るため、大隅5町の共同で設置しているおおすみ地域成年後見センター（中核機関）が中心となり、関係機関と連携して必要な支援につなげていきます。また、事業の周知と広報に努めます。

年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	3	1	0	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

法人後見の実績のある肝付町社会福祉協議会（おおすみ地域成年後見センター）と連携して、町民後見人の研修や親族後見人への相談、支援を実施していきます。

実施の有無

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和6年度から利用人数を1名見込み、設定しました。サービスの周知と広報に努めます。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	1	1	1

②手話通訳者設置事業

年間実設置見込み者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。

（介護・訓練支援用具／自立生活支援用具／在宅療養等支援用具／情報・意思疎通支援用具／排泄管理支援用具／居宅生活動作補助用具）

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

サービスを必要としている障がいのある人に、適切な用具が給付または貸与できるよう、日常生活用具の情報の更なる充実とニーズに合った給付等に努めます。

①介護・訓練支援用具

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	2	1	1	1	1	1

②自立生活支援用具

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	2	2	0	2	2	2

③在宅療養等支援用具

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1	2	0	1	1	1

④情報・意思疎通支援用具

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	1	3	0	2	2	2

⑤排泄管理支援用具

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	342	336	334	350	350	350

⑥居宅生活動作補助用具

年間実利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

事業実施に向けて検討を進めていきます。

実養成講習修了者数（登録者数）

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	5	8	10

(9) 移動支援事業

【サービスの内容】

身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

具体的には、個別移動支援やグループ移動支援があり、障がい者等において、外出時に移動の支援が必要と認められた方が対象となります。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるため、事業の周知・拡大に努めます。

また、サービスを必要とする障がいのある人に適切なサービスが提供できるよう、新規事業所の参入を促進します。

年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	1	1	1	1	1

年間延べ利用時間数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間/年	0	22.5	19	20	20	20

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容】

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

●地域活動支援センターⅠ型

相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

●地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

●地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

事業所との連携によるサービス周知を行い、仲間づくりや地域との交流を促進します。

①地域活動支援センターⅠ型

自市町村での実施箇所数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

他市町村での実施箇所数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

自市町村での年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

他市町村での年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

②地域活動支援センターⅡ型

自市町村での実施箇所数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

他市町村での実施箇所数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

自市町村での年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

他市町村での年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

③地域活動支援センターⅢ型

自市町村での実施箇所数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

他市町村での実施箇所数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

自市町村での年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

他市町村での年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

(11) 日中一時支援事業

【サービスの内容】

障がい者や障がい児を一時的に預かり、障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする事業です。

具体的には、日中に障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、必要に応じて送迎サービスや、その他適切な支援を行います。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

サービスの周知に努め、安定したサービスを提供するため、関係事業所と連携を図ります。

利用箇所数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	6	7	8	9	10	11

年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	7	10	10	10	10	10

(12) 訪問入浴サービス事業

【サービスの内容】

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

具体的には、看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護などを行います。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

サービスの周知に努め、障がい者ニーズを把握するとともに、事業所の新規参入を促します。

委託先

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

(13) 更生訓練費給付事業

【サービスの内容】

就労移行支援事業、又は、自立訓練事業を利用している方、及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業です。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

社会復帰の促進を更に図るため、更生訓練費を給付します。障がい者の社会参加を促進するため、事業の周知・広報を継続します。

委託先

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	0	0	0	0	0	1

年間実利用者数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

(14) 自動車改造費助成事業

【サービスの内容】

重度の身体障がい者が就労などの目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル・ハンドルへ旋回装置などの取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

本事業の広報・周知を行い、障がい者等の就労支援につながるよう取り組みます。

年間利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	0	0	1

(15) 自動車運転免許取得費助成事業

【サービスの内容】

身体障害者手帳や療育手帳を所持する方が、就労等社会活動への参加のため運転免許を取得するために要する費用の一部を助成します。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

本事業の広報・周知を行い、障がい者等の就労支援につながるよう取り組みます。

年間利用件数

単位	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	0	0	1

7 円滑な実施を確保するために必要な事項等

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

町においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、障害者虐待防止センターを中心として、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障がい者等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要です。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

(2) 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 展覧会等の開催
- 5 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

(3) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、町において、障がい特性（聴覚，言語機能，音声機能，視覚，盲ろう，失語，知的，精神，発達，高次脳機能，重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成，障がい当事者によるICT活用等の促進を図るため，次のような取組を実施することが必要です。

- 1 障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳，要約筆記，代筆・代読，触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- 4 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

町は，障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに，障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は，障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり，厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障がいを理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ，必要かつ合理的な配慮などについて，具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は，地域共生社会の考え方にに基づき，地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し，平常時からの町民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ，利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり，町はその支援を行うことが必要です。また，日常的な地域とのつながりが災害発生時における障がい者等の安全確保につながるとともに，障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で，防災対策とともに考えていくことも必要です。さらに，権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや，本人の意思に反した異性介助が行われないよう，サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し，本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること，職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく，障がい者等への支援に従事できるよう，職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

資料編

1 大崎町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

平成20年7月1日

告示第46号

大崎町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく大崎町障害者福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく大崎町障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく大崎町障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に関し、必要な事項について調査及び審議するため、大崎町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員の代表 1名
- (2) 関係団体の代表 2名以内
- (3) 障害福祉サービス事業者代表 3名以内
- (4) 保健、医療又は福祉の代表者 1名
- (5) 町議会議員代表 1名
- (6) 住民代表 1名
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者

3 委員会は、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委員を委嘱した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月15日告示第59号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第18号の7)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月29日告示第43号)

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

2 大崎町障害福祉計画等策定委員名簿

任期：令和5年12月4日～令和6年3月31日

区分	役職名等	氏名	備考
民生委員児童委員代表	会長	神田 博臣	
町身体障害者連絡協議会代表	会長	宮内 徹	
療ちゃんず（療育親の会）代表	代表	児玉 安子	
そお地区障がい者等 基幹相談支援センター	所長	吉田 優	
障害福祉サービス事業者代表	大崎町 社会福祉協議会	今吉 孝志	
	三峰会 回生園施設長	風呂井 京子	
	愛生会 副理事長	新平 真嗣	
町議会議員代表	総務厚生委員長	神崎 文男	
住民代表	住民代表	南 陽子	
保健医療代表	町保健福祉課 健康増進係長	山崎 瑞恵	

3 用語解説

あ行

育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に包むことを指す。

NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

音声言語障がい

音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものや、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

か行

基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関。

機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員が行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

共同生活援助(グループホーム)

障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うこと。

共同生活介護(ケアホーム)

共同生活の住居に入居している障がい者に対し、主に夜間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他日常生活上の支援を行うサービスのこと。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

居宅介護

ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助のこと。

ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

計画相談支援

■サービス利用支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うこと。

■継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

更生訓練費

自立訓練または就労移行支援サービスを利用する障がい者の方が、自立した日常生活や就労を希望する場合、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のための経費（公共交通機関を利用する際の交通費）が一部支給される制度。

行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うこと。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がい的一种として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うこと。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいをもつ状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障がい、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障がい、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会的障壁

障がいのある者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供すること。

重度訪問介護

居宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うこと。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うこと。

就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行うこと。

就労継続支援（A型）

一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行うこと。（雇用契約あり）

就労継続支援（B型）

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行うこと。（雇用契約なし）

就労定着支援

一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供すること。

障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一

員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がい者を理由として差別されないことを基本理念とする。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。令和3年5月、改正され（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行。

障害者職業センター

障がい者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定され

る行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティとは「利用のしやすさ」のことで、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページで提供されている情報にアクセスし利用できること。

障害児相談支援

未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うこと。

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うこと。

自立生活援助

定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行うこと。

身体障がい者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

精神障がい者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障がいのある人をいう。この障がいの原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるものがある。

精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

生活介護

主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供すること。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

相談支援事業所

ご本人・ご家族などからの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言を行う事業所のこと。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

短期入所（医療型）

居宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。

短期入所（福祉型）

居宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。

地域移行支援

住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行うこと。

地域定着支援

対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行うこと。

地域生活支援拠点等

障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のこと。

地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じている

ため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる障がい。

聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

同行援護

外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行うこと。

特定疾患

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病として調査研究（難治性疾患克服研究事業）を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

発達障がい

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすく

することを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うこと。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進するもの。

法定雇用率

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がいのある人または知的障がいのある人を雇用しなければならないこととされている。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者の総数の2.3%。

補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。視覚障がい者安全つえ、補聴器、義肢、車椅子、歩行器など。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

ら行

ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念の1つ。

療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うこと。

大崎町障害者計画・

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

- 発行年月日 令和6年3月
 - 発行 行 鹿児島県 大崎町
 - 編集 集 保健福祉課
〒899-7305
鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029
TEL : 099-476-1111 (代表)
-